

をしていただいたところでござりますけれども、その後、処分内容につきましても、やまりん一社を処分したというような形で確定をしたところでございまして、七月については、そういったことを行ったというようなことは聞いておりません。

○筒井委員 聞いていないといながから、しかし、応札したかどうかわからないという答えなんですが、いずれにしろ、結果としては、六月の入札は、入札によって落札したけれどもそれは辞退され、そして七月の段階ではそもそも落札していない、応札しているかどうかわからないということです。

しかし、その次の八月と九月にはやまりんのグループ会社が落札していますね。二ヶ月間続けて結局落札、まあ最終的にはしなかったこともあつたんだけれども、八月の十一日と九月の段階ではやまりんのグループ会社が林野庁の公売に応じて落札しておりますね。まず、その事実の確認。

○加藤政府参考人 八月にも公売がございましたし、九月にも公売があつたわけでございますが、さきに契約辞退した二社につきまして、八月、九月の公売で落札があつたということは承知しております。これらの会社はもとよりやまりんとは別に、九月にも公売があつたわけでございますが、おるというようなことでございましたので、入札への参加は可能であるというふうに考えております。

○筒井委員 結果として、まだはつきりしないところはあるけれども、六月、七月は落札しなかつた、しかし、八月、九月の段階で落札をして、今度は辞退もさせなかつた。

この間に何があつたかというと、九八年の八月四日に、当時官房副長官だった、まだ官房副長官に就任した直後、五日後の鈴木宗男議員の官房副長官室にその製材会社やまりんの幹部が訪問をして、そして林野庁の事業を実施できるように取り計らいを依頼した、その際に四百万円の献金をし、そしてその場で副長官室から林野庁の方に鈴木副長官から電話をした、こういう事実が指摘さ

れておりますが、林野庁としてはその事実を確認しておりますか。

○加藤政府参考人 今お話がございました事実につきましては、現時点では事実関係を把握している

ということにはなっておりません。今後の調査を通じて確認してまいりたいというふうに考えております。

○筒井委員 現時点ではわからない。先ほど言いました、まず林野庁に鈴木副長官から電話があつた

か。

○加藤政府参考人 このことにつきましては、関係者もO.B等になっておるわけでございますし、そういうことも含めて調査をしていくというこ

とが必要だというふうに考えております。

○筒井委員 しかも、これは、今度の、おとといの報道は第二弾として、第一弾は、ことしの三月

十五日時点でもう報道されていること。その際にも調査しているわけです。今の、まず、最低限林野庁内部の問題について、まだ調査中で何も答える

られない、まだわからない、これはちょっと通ら

ないんじゃないですか。大臣、どうですか。

○武部国務大臣 三月十五日についた報道の際には、そのような事実関係があつたかどうかについて

当時の林野庁幹部に聞き取り調査を行いました

が、その結果としてはその事実は認められなかつたということです。

しかし、先日の報道を見まして、私は、さら

に、先般の調査は林野庁内部の調査であります

で、念には念を入れる必要がある、これだけ大き

な報道がなされるわけでありますので、もう一度

O.Bも含めていろいろな分野にわたった調査をす

るよう、そういう指示をしたわけでございま

す。

これを行うに当たりましては、調査項目その他

しっかりとしたものをまず決めまして、この調査

チームには官房も一緒にチームのメンバーに入っ

てやるように、そういうことを指示した次第でござ

ざいまして、そういうことから、慎重に調査をした上で、いざれその調査結果は発表させていただきたい、こう思つておるわけでございます。

○筒井委員 外形的には極めてクロなんですよ

ね。六月の公売は落札しながら、しかし辞退させた、これは厳しい態度をとっている。七月は落札を一切しなかつた。その後に、鈴木宗男副長官の

方に四百万円献金をして依頼をした、その一週間

後の八月、九月は、今度はもう応札も落札も認め

を一切しなかつた。そして辞退もさせていない。こういう変化

は、林野庁の変化は、外形的にだけからでも、ま

ずそういう鈴木宗男副長官の働きかけによるものだ、これしか考えられないわけです。

そして、林野庁の方に電話があつた。林野庁に電話があつたかどうかなんて、林野庁、そんな一日もかけないで調査できるでしょう。今度の報道に限つても二日前なんだから。それが今でもわからぬ。

それじゃ、四百万円の献金がその当時鈴木宗男議員にされていた、この事実関係はどうですか。

○加藤政府参考人 献金のことについては承知しておりません。

○筒井委員 承知していないって、これは調べた

んですか、収支報告書を。

大体では、今までどういう調査をしているん

ですか。三月十五日時点でもその献金の事実が指摘されているけれども……(発言する者あり)い

や、林野庁がまさに疑惑の対象になつてゐるわけ

ですよ。だから調査チームを設置したんでしょう。それを、献金の事実もわからない、林野庁に電話したかどうかもわからない。こんな、全然

もう調査していないということじゃないですか。

○武部国務大臣 ただいま私が申し上げましたよ

うに、さまざま調査項目について、どういう項

目を挙げて調査すべきかということも含めて調査

チームをつくって調査するように指示したわけ

ございまして、したがいまして、わかつたところ

から発表するとか、これはきちっとした事実確認

をしつかりしなきゃなりませんし、そういう意味

で、現時点では事実関係を把握していないということを申し上げているわけでございます。今後の調査を通じて確認してまいりたい、今委員が御指摘されたことも含めて、そういう考え方で調査を進めるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○筒井委員 この年だけではなくて献金を受けてかすぐとれるんだけれども、その調査で収支報告書はとっているんですか、まだとつていいんでですか。

○武部国務大臣 収支報告書。それをここで調べてこの場で発表すべきかどうかということも含め

て、これは慎重に対応しなきゃならない、このよう

うに思ふんです。

○筒井委員 いやいや、私の今の質問は、収支報告書を取り寄せたかどうか。

○武部国務大臣 今申し上げましたように、つい

先日の新聞記事を見て、私は、これはきちっとし

た調査をもう一度し直す必要がある、念には念を

入れてきちっとやろう、やるべきだということを

指示しているわけでありますし、現時点では確認をしておりません。

○筒井委員 そうすると、今の答えは、まだ収支報告書の取り寄せさえもしていらない、そういう答

えですね。

○武部国務大臣 ここで改めて申し上げますけれ

ども、どういうことを調査すべきかどうかという

ことについても、これから調査項目について検討

しなきゃならぬ、これは慎重を要する問題だ、私

どもはこう思つております。

○筒井委員 私が今聞いているのは、限定してい

るんです。収支報告書を取り寄せたのか、まだ取

り寄せていないのか。こんなのはすぐできる、だ

れでもすぐできることだけれども、それさえも

やつっているのかやっていないのか、この点だけの

確認です。

○加藤政府参考人 林野庁に対してどのような動

きかけがあつたのかという観点から、三月の新聞

報道に対しましても調査を行つたところでございました。そして、政治献金の問題については、我々としては、収支報告書を取り寄せて調べるということは、今のところいたしておりません。

○筒井委員 もちろん御存じだと思つけれども、收賄罪、あせん收賄罪、請託を受けて、そして金をもらって、とすれば、成功したかどうかにかわらず、その取り計らいの要請が正当な職務であるかどうかにかかわらず犯罪に該当するわけ

で、犯罪に該当する場合には、まさにその関係公務員は告発の義務があることは御存じだと思いますが、それが今のところ、外的にその可能性が強いわけです。そういう犯罪に該当するかどうかも一切調べるつもりはないんですか。

○武部国務大臣 先ほど何度も答えておりますように、どういう調査をするかということも含めてチームを編成して調査をするということをございまして、この調査も、調査の過程で逐次この場で発表するという性格のものではない、きちっとしたことが確認されてから発表するかどうかといふことも検討して明らかにしたいということでございまして、私どもはそういう考え方で臨んでいます。

○筒井委員 そうしたら、今もまだ何を調査するのか決めていないといふんですか。

○武部国務大臣 何を調査すべきかということを、具体的に今検討を指示しているわけでござります。

○筒井委員 大体何を、調査チームは設置したんでしょう。調査チームを設置するときに、何を調査するかは決めないんですか。何を調査するかを決めないで調査チームを設置したんですか。

○武部国務大臣 このような働きかけがあつたから、つい先日の新聞を見て、何を調査するかをかも決めていないのかと。チームを編成したばかりですからね。こういったことは慎重に進めていらっしゃる、つい先日の新聞を見て、何を調査するかを決めたことから順次、逐次ここ

で発表すべき性質のものではないという認識でございます。

○筒井委員 事実関係を調査する、それは、そう

いう四百万円の献金を受けたかどうか、こういう

事実関係ももちろん入るんですね」という

こと。それから、事実関係の中には、林野庁に対す

る働きかけの有無、内容、これも入ると思うんで

ですが、そんなのは時間をかけてすぐできるこ

とであります。この一点、どうですか。

○武部国務大臣 そういうことも含めて検討する

必要があると思いますが、先ほども何度も申し上

げてありますように、どうということを調査する

か、そして、調査の過程のことを確認もせず、こ

ういった場で発表すべき性質のものではない、私はそのように考えております。

○筒井委員 そうすると、いろいろな問題がある

だけれども、今は、調査結果をこういう場所で

発表しないというんですか。

○武部国務大臣 調査がきちっと終わるまで、そ

の調査の過程で逐次発表するということは、やは

りきちんと確認をした上で公表することは考えて

おります。

○筒井委員 外務省よりひどいと思うのだけれど

も、林野庁の内部の問題なんぞ、そんな時間かけ

ないで確定できる。これが一点。

それから、その調査チーム、今、いつまでに調

査を終了する予定なんですか。どういう計画なん

ですか、その点は。

○武部国務大臣 いつまでにということは、まだ

確定的なことは申し上げられません。できるだ

け、どういう調査項目を調査するか、そついた

こと等も決めて、私はこれは慎重にやらなくちゃ

いけない、このように思つております。

○筒井委員 大体、事実関係を調査するということだけははつきりしているけれども、どういう中

身でいつまでに調査するかも、それも決めていませんね。

○筒井委員 何とも言えないというのは、要する

に金をもらつた、請託を受けた、それで行動し

る、そういうつもりがあるのかというのには極めて疑わしい。特に、その調査チームは五名ですね。五名のうちの一人が、林野庁の当時管理課長、まさに調査の対象者ですね、それが調査チームの中に入っていますね。この事実をまず確認してください。

○加藤政府参考人 調査チームは、言われました

が、その中の一人が林野庁の管理課長であったと

かかわる行政処分の権者というのは帝広営林支局長でございますし、また、当時業務を直接担当する林野庁の部局ということでもありますと、販売を行

うということで、その関連通達を所管するのは業務部という組織でございます。

そういう点で、管理部というのは実は直接の担

当ではなくて、業務部と相互に国有林の仕事を行

行っているということをございまして、我々とし

ては、聴取に当たりましてはチーム体制の中でと

り行うということにしておるわけでございますの

で、厳正に対処してまいりたいというふうに考え

ているところでございます。

○筒井委員 今までの答弁からいくと、全然そう

は思えないのだけれども。

○筒井委員 今までの答弁からいくと、全然そう

は思えないのだけれども。

○筒井委員 これまでの答弁からいくと、全然そう

は思えないのだけれども。

た、これもまさにこれに関係する核心的な事実関係ですが、今言った三点が明らかになつても告発しないのですか。それとも、明らかになつてもまだ何とも言えないという態度なんですか。

○武部国務大臣 調査によってきちっとした確認をしなきゃならぬということが私は非常に大事なことだ、こう思つております。

○筒井委員 確認後は質問なんだけれども、今の

林野庁、農林省の姿勢が、極めて消極的な姿勢が明らかになつたので、これはさらに引き続いて質

問することにしたいと思います。

それで、時間もなくなつたので、きょうの

林野庁、農林省の姿勢が、極めて消極的な姿勢が明らかになつたので、これはさらに引き続いて質

問することにしたいと思います。

本来の私が聞きたかった問題に移りますが、農林水産業の廃棄物を含めた資源、これをバイオマス資源と言つならば、そのバイオマス資源の活用を

図つていくべきだ、以前から私はこの委員会でも強調しております。

昔は、人間は、すべて農林水産業でもつて生活

していた。エネルギーも農林水産業から基本的に貯っていた。衣食住も貯っていた。農林水産業によつて人間は生活してたと言つても決して大き

なうそではない、過言ではないというふうに思う

わけです。しかし、今は農林水産業の比重が非常

に小さくなつてきた。

これは、やはり石油系のエネルギーにとられて

きた、それからプラスチックを初めとした石油化

学工業製品、こういうものに日常生活が大きな比

重を受けるようになつてきた、この石油系のもの

によつて農林水産業がどんどん侵食されてきた。

その結果、今の状態になつたということが言える

と思うのです。これをやはり一度、農林水産

業の復讐を果たす。農林水産業というのは、廃

棄物を含めて石油と大体同じ成分を持つてます

から、石油のかわりに活用することができる貴重

な資源だと思うのでですよ。

エネルギーも、例えばエタノールをつづつた

り、あるいは水素を農林水産資源からつくること

によつてエネルギーを貯うことができる。あるい

は、農林水産資源から生分解性のプラスチックを

つくり上げることができる。こういうことをやつていけば、農林水産業はまさに衣食住とエネルギーを賄う、物すごく大きな比重を占める産業にまた生まれ変わる、再生することができる。農林水産業の比重を、日本国民の生活や、あるいは産業において大きく占めることができる、こう思うのです。

そのためには、エネルギーと生分解性プラスチック等を初めとした化学製品、これを農林水産資源からつくる。こういう方向性をやはり農林省はさらにもっと強調していかなければいけないんじやないかというふうに思うわけです。

その場合に、林野庁の方は、林政改革大綱で、この二つの方向、バイオマス化学製品とバイオマスエネルギーの方向性、これを間伐材を含めて進めていく、この方向性を出しています。今回、水産四法の審議でございますが、水産庁も、藻場の形成、海の森の創造、こういう方向で取り組んでおりますが、その藻場とか海草、これによって魚資源を増大させると同時に、その魚資源の廃棄物や海草の廃棄物からやはり生分解性のプラスチックやあるいはエネルギーの原材料を形成する、この方向性を水産庁も考えるべきだと思いますが、水産庁の方はどうですか。

○木下政府参考人　お答えいたします。

私ども、資源増養殖の面から、あるいは海洋生態系の回復を図るという観点から、藻場、干潟は重要な立場であります。こういう観点から、私ども、良好な沿岸域の環境を維持するという観点で、それぞの調査を実施するなり、あるいはことしから実施をいたしております。また、魚の残滓の有機性廃棄物をまさにバイオマスエネルギーとして活用するという観点でござりますけれども、私ども、このような観点で現在取り組んでおります。

食用の魚介類を見ますと、八百五十万トンのう

ち食用利用可能を除いて大体三百八十万トン程度が廃棄物として処理をしている状況でございます。現在、百万トン程度が魚粉なり魚油に再資源化されているわけでございますけれども、なお二百八十万トン程度が焼却されているという状況でございます。

私ども、このような未利用の魚介類の残滓をバイオマスエネルギーとして再利用したいという観点から、本年度からメタン発酵技術の応用によりますエネルギー利用技術の開発に着手したところでございます。私ども、平成十七年度にはこの技術を確立していくたいというふうに考えているところでございます。

○筒井委員　ぜひ、それを水産庁としても強力に進めていただきたいというふうに思うわけです。そこで、大臣もこの前ちょっと、バイオマスの活用について一言言わされました。大臣の方の意向をお聞きしたいと思います。

私は、本来こういうことを聞きたいので、いつも何かほかの責任追及ばかり好きでやっているみたいに思われますが……（発言する者あり）いや、好きでやっているんじゃない。あれは、そういう問題を起こすからやむを得ず追及するわけでも、起こさなければ、本来のこういう政策問題について質問できるわけございまして、起こさないようにしていただきたい。

それで、今ここで委員長の了解をいただいておきたいのですが、これがプラスチックみたいな感じです。まさにバイオマス資源からつくった品物でございます。

これもバイオマス資源からつくった、発泡スチロールのかわり、ウレタン発泡体でございました。完全に全部、これは国産のものでございますが、これは半導体の基板の一部にそのまま使えるそうございます。

これによつて遮断することができる。それから、農業資材としてこういうものがありますが、このまま土に捨てて、もちろんそのまま腐る。それから、食品関係としても、これも全部そうでございまして、それから、これは鮫島委員からちょっと預かったんですが、借りたんですが、こないうかみそりも、刃はもちろんステンレスでつくるんだと思いますが、これも全部、これはコンスターからつくったものでございまして、今までエネルギー工業製品のかわりを全部農林水産資源からつくることができる。しかも、これ、コストは、今の技術でも十分石油製品に対抗できるそうございます。

これがさらにもつと大量に普及するようになれば、石油化学工業製品よりも安くなる。これらを普及する価値が、地球温暖化問題等々を含めて、もう言うまでもありませんが、大臣、ぜひこれを見ていただき、これについての推進を図っていただきたいと思います。

○武部国務大臣　我が意を得たりと。

今農林水産省は、農林水産業の生産政策ということも大事ですけれども、これから農林水産省の仕事は、生物系由来の資源の持続的な活用、これが農林水産省の最も大きな看板として掲げて推進していくべきだ、このように思つておりまして、先般、経済財政諮問会議で私も説明をいたわけであります。その際にも、今委員お話しのとおり、化石資源使い捨て日本からバイオマス日本戦略へという話をさせていただいたわけであります。

地球温暖化防止対策の切り札ということにもなりましようし、石油、石炭に代替するバイオマスエネルギー、あるいは今お示しいただきましたプラスチック化学製品を代替するバイオプロダクト、あるいは太陽と水の自然の恵みで持続的に再生可能な循環社会を形成していく、さらには先駆的な技術ノウハウを世界のモデルとして提示して、日本発の新たな戦略的な産業として大きな可能性がある、農林水産業や農山漁村の新たな可能

性というものを提示できる非常に大きな課題だ、私はこう思つておるわけでございます。

特に、都市にはいろいろな産業廃棄物が出てます。現在、百万吨程度が魚粉なり魚油に再資源化されていますから、また農村には、これからいろいろな産業廃棄物が出てますから、非食料農産物といいますから、この間も青森では菜の花サミットというのが行われました。私は、今後、非食料農産物といいますか、そういうものも考えていくことも検討する必要があるのではないか、そういう意味で、積極的にというよりも、これを大きな看板に掲げて農林水産省としては取り組んでまいります。

特に、都市と農村が近接してまいります。メタノールでありますとか、さまざまことを考えますと、都市と農村が近接して、そこでバイオマスが取り扱い可能という、都市と農山漁村の共生、対流、これはまさに二十一世紀の改革の向こうに見える理想的姿だ、ビジョンだ、私はこのよう

うに思いますし、これはアジア地域を初め世界に向けて日本が貢献していくことのできる非常に大きな可能性を持つた分野だ、このように考えまして、積極的な対応に努めてまいりたい、このように思つております。

民主党の工業農業に、そういう政策も承知いたしておりますが、ぜひ御支援もいただきたい、

○筒井委員　ふだんの追及の場合とは違つた意見をいただきまして、しかも、民主党の農林漁業再生策で大きな柱として出しているのが工業の

再生策であります。そのように考える次第でござります。

○筒井委員　ふだんの追及の場合とは違つた意見をいただきまして、しかも、民主党の農林漁業再生策で大きな柱として出しているのが工業の再生化でございまして、まさに石油に依存している今の工業から、こういう農業資源を活用して農業資源に依存する工業に変えていくことが、地球温暖化問題を始めとして、あるいは日本の社会構造 자체を変革するのに非常に必要なことだろうと思つぶつと考えております。

その場合に、この後で時間があつたら聞こうと思っているバイオマスエネルギーに関しては、農林省による三つのプラントとか、非常に規模は小さ過ぎるなんけれども、しかし一応実証プラント

をつくっている。しかし、この生分解性プラスチックあるいはバイオマス化学製品に関しては、農林省は、林野庁も水産庁も含めて、具体的には

証プランもつくるべきかぬし、あるいは、もうこういふに民間で研究して実際につくつ

てているわけですから、民間のそういう動きを助成する、この二つの方向の措置が緊急に具体的なものとして必要だと思います。

つまり、農林省自体としてこういう実証プランをつくつたりして研究を進めていく、それと民間のそういう働きかけに対する援助、支援をする、この具体的な二つの方向についてはどうお考

えですか、大臣。

○武部国務大臣 当然、農林水産省としても、来年度の予算編成に向けて、重点化項目として今、食と農の再生プランの一環として工程表をつくりせております。したがいまして、その中で具体的な政策、予算措置ということも検討することに相なろうと思います。

それから、このバイオマスの問題というのは、農林省が非常に大きな役割を担うと思っていますが、政府全体で取り組んでいく必要があるのだろう、私はこのように思います。むしろ、内閣に一つの大きなプロジェクトといいますか、戦略本部みたいなものを求めて、そこで政府全体として、環境省や経済産業省や各省がこそって一體的に参加してやるということに相なろう、こう思います。それが一番いい方向じゃないか、こう思っておりまして、先般も経済財政諮問会議ではそのことを主張いたしました。

したがいまして、民間のエネルギーを活用していくというのは当然のことありますけれども、これが一番いい方向じゃないか、こう思っておりまして、先般も経済産業省もいろいろやっておりまして、私も、地元のバレイショでん粉を原料にして、今から五、六年前に応援、これは残念ながら経済産業省の予算をお願いして、そういった実証的なプラン

トをつくることに協力したことがあるわけありますけれども、委員のお話されているようなことについては、当然そういう努力をしていかなく

ちゃいけない、このように考えております。

○筒井委員 まさに私も大賛成で、IT戦略本部

はあるけれどもバイオ戦略本部がない、これは内閣全体にやはりつくるべきだろう。バイオ戦略といつた場合に、大体頭に思い浮かぶのが、ヒトゲノムの方の、医薬品等の関係が中心だ。やはり日本全体としては、ヒトゲノムも大事ですけれども、しかし、バイオマスの活用という意味でのバイオ戦略、これをもつと日本も戦略的な課題として上げなければいけない。

その中心はやはり、バイオマス資源というの農林水産資源とほぼイコールですから、農林水産省が前面に出でやらなければいけないというふうに思うわけです。それが結局、農林省のためにもなるというのはおかしいですが、農林省が衣食住とエネルギーを全部対象にすることになれば、物すごい強い、今言われている公共事業で強いのじゃなくて、まさに国民の同意をもらえる形での、期待される省になると思うのです。

だから、今の言われたバイオ戦略本部を内閣全体につくること、大賛成でございますから、ぜひ進めていただきたいし、それをまた農林省が先頭に立ってやっていただきたいということを、最後にもう一度、確認、大臣、お願いします。

○武部国務大臣 先ほども申し上げましたように、生産振興ということも重要でありますけれども、むしろ、これから農林水産省の新たなコンセプトというのは生物系資源の持続的な活用ということだらう、このように考えておりまして、バイオマス日本戦略の先頭に農林省が立つてしまかり御期待にこたえたい、かのように考えておりま

す。きょうは水産四法案の質疑ということでありますけれども、本題に入ります前に、幾つかの点について大臣にお伺いをいたしたいというふうに思っています。

まず初めに、BSEの問題であります。昨日、衆議院でBSE対策特別措置法が通過をいたしました。

ちょうど先週の土曜日、私、地元に帰っておりまして、白老町という町があります。町の基幹産業の一つに、白老牛というブランドで、かなり以前から一生懸命皆さんを取り組んでいる町でありますけれども、昭和二十九年に初めて取り入れて、試行錯誤を繰り返しながら、最近ようやくこのブランドが定着をし、一生懸命取り組んで頑張っている町であります。

昨年の九月のBSE発生以来、大変な苦労を生産者がしております。お祭りの実行委員会の実行委員長が農協の青年部長、畜産農家の後継者であります。開会式で、非常にすばらしいお天気だったのですが、たくさんの人たちが町内外から集まつておりました。

わずか五分ぐらいの実行委員長としてのスピーチだったわけでありますけれども、本当に、昨年以来の大変な苦労、そして昨今の状況、あるいは自分たちがさまざまなキャベンペーンを通じて白老牛は安全だというのを、自分たちの足で、道内各地あるいは一部本州まで出かけて、一生懸命取り組んできた。

しかしながら、十四年目を迎えたこのお祭りに本当にたくさん的人が来てくれるのかどうか不安だったのに、申しわけないです。エネルギー・プランについての現状の説明をいたこうと思ったのですが、時間がありませんので、きょうはこれ

で終わります。大変ありがとうございました。

○鈎島委員長 これにて筒井信隆君の質疑は終了いたしました。

次に、岩倉博文君。

○岩倉委員 自由民主党の岩倉博文でございました。

ちょうど先週の土曜日、私は、地元に帰っておりまして、白老町という町があります。町の基幹産業の一つに、白老牛というブランドで、かなり以前から一生懸命皆さんを取り組んでいる町でありますけれども、昭和二十九年に初めて取り入れて、試行錯誤を繰り返しながら、最近ようやくこのブランドが定着をし、一生懸命取り組んで頑張っている町であります。

昨年の九月のBSE発生以来、大変な苦労を生産者がしております。お祭りの実行委員会の実行委員長が農協の青年部長、畜産農家の後継者であります。開会式で、非常にすばらしいお天気だったのですが、たくさんの人たちが町内外から集まつておりました。

わずか五分ぐらいの実行委員長としてのスピーチだったわけでありますけれども、本当に、昨年以来の大変な苦労、そして昨今の状況、あるいは自分たちがさまざまなキャベンペーンを通じて白老牛は安全だというのを、自分たちの足で、道内各地あるいは一部本州まで出かけて、一生懸命取り組んできた。

BSEの発生当初、本当に、私もよく知識も持ち合わせませんでしたし、混乱が国民の皆さん方の大きな不信の原因になったということを今も深く反省しているわけでございますが、それだけに、BSEの清浄化に向けた全頭検査及び感染経路の遮断、また国民生活や関係事業者への影響緩和のための各般にわたるBSE対策というものを講じてきたわけでありますが、さらに、まだまだ課題も残っております。

十四年度においても、マル緊事業の継続や肉用子牛生産者補給金等への月別支払いの仕組みの導入、BSEの影響の長期化に対応した新たな運転資金の創設、牛肉の一層の消費拡大対策等々、必要な対策を講ずることとしているところでありますが、なお引き続き、消費者の視点に立った正確な情報提供等による牛肉の一層の消費拡大、セメント工場における焼却等による肉骨粉の焼却の推進、それから老経産牛の流通の円滑化等々、問題も残っております。

こういったことを着実に実施し、推進に努めてまいりたい、こう思つておりますし、BSE法案の成立ということがこういったものを作らに支えてくれる力になる、このように信じております。

また、課題として、死亡牛の検査については、できるだけ早く二十四ヶ月齢以上の牛全頭の検査が開始できるよう都道府県における検査体制の構築に向けた取り組みの推進に努めてまいりたいと思いますし、何といっても、やはり感染源、感染経路の調査については、迷宮入りには絶対できないという決意で、引き続き全力を挙げて取り組んでまいりたい、このように思つて次第でございます。

その後、このBSE新法を踏まえまして、食肉を始めとした食の安全確保と消費者の方々の不安の解消にさらに努めていかなければならぬと思っておりますし、今国会におきましてもJAS法の改正、あるいはまた今六月中に新しい食の安全に係る行政組織あるいは包括的な法の整備というとを政府においても検討中でございます。

まだまだ課題は多いと思いますが、最後に、私ここでつけ加えておきたいことは、やはり客観的な検証、科学的な知見ということがいかに大事なことかということを痛切に感じた次第でございまして、そういったことを決しておろそかにせず、調査検査委員会の報告書を厳爾に受けとめつつ、しっかりと農林水産省としてその対応に努めてまいりたい。このように決意を新たにしていります。

○岩倉委員 ありがとうございました。

今大臣から大変重い決意をお聞きしたわけありますけれども、一つの懸念材料として、やはり昨日の通過、あるいは今国会でBSE対策法案の、一つの通過点でありますけれども、けじめがまだないかというものが多少の懸念材料にあります。

そういう意味では、ぜひ今大臣がお話をされた方向の中でしっかりと、本当に緊張感を持つて、きめ細かなあるいはフレキシビリティーを持つたBSEの対策が必要なのではないかというふうに思いますので、ぜひ思いを一つ、心を一つにして頑張っていただきたいなというふうにお願い申し上げたいと思います。

次の問題なんですが、日曜日だったと思いますけれども、読売新聞の朝刊に「農水省、名称変更へ」という記事が載っておりました。さらには、四日の日本農業新聞では、小さな記事でありますけれども、この報道を事務次官が否定されると、うような記事が載っておりました。

例えば、自民党の部会等でも議論としてなかつたわけではないわけでありますけれども、非常に唐突な感じをしたと同時に、私自身は個人的に検討に十分値する問題ではないかというふうに考へながら記事を見ておったわけであります。この問題、報道で世に出たわけでありますけれども、実際には、記事によると、大臣の指示で検討を始めているというような記事でありますけれども、これは農の再生プランということで発表しておりますから、農業省かな、そういうようなことを新聞記者諸君の前で、オフレコの場で、懇談の場で語ったことがあるわけでございます。

いずれにいたしましても、名前をどうこうするということじやなくて、先ほどバイオマスの議論もございました。これから農林水産省の役割といふものはやはり年々時代とともに変わってくるんじゃないかなというふうに思います。それに伴いまして、組織でありますとか業務でありますとかそれを政府においても検討中でございます。

まだまだ課題は多いと思いますが、最後に、私が、多分、これは推測でありますけれども、今関係閣僚会議において、食の安全に係る安全委員会を指示したことは全くありません。私も、日曜大臣からお話を伺いたいと思います。

○武部国務大臣 まず、省名の呼称について検討を始めたことは全くありません。私も、日曜日、山形での新聞を見て驚いたのであります。ただ、このことについての実際の現状について検討を始めたことは全くありません。私も、日曜日、山形での新聞を見て驚いたのでありますけれども、これは各省委員会に対応しまして、リスク管理については各省がしっかりとその体制を組むと同時に、リスクコミュニ

ニケーションというものは非常に重要なから、それもしっかりした位置づけを政府全体としてする必要があるのではないか、そういうようなことがありました。

○岩倉委員 私も二年前に初めてこの政治の場に来て、農政にしろ、水産行政にしろ、全く素人の立場でずっととかわってまいりました。

最近思うことの一つに、産業分類の見方とし

て、一次産業、二次産業、三次産業というように思つてます。これは産業分類としては、呼称としてはもう既に定着をしていますし、しかし、これまでも、農林水産省は、かつては農林省、こう言つたのが、今は農水省、こういうふうに略称で呼んでいます。これからは略称で呼ぶとすれば、私も食と農の再生プランということで呼ぶとすれば、私はこれまで農林水産省は、こういうことは、当然のことながら、人的あるいは財政的な資源分配ということもこれは見直しをしなければならないことは言うまでもない、このよう

に思つてございます。

それから、蛇足になるかもしませんが、私はこれまで農林水産省は、かつては農林省、こう言つたのが、今は農水省、こういうふうに略称で呼んでいます。これからは略称で呼ぶとすれば、私はこれまで農林水産省は、こういうことは、当然のことながら、人的あるいは財政的な資源分配ということもこれは見直しをしなければならないことは言うまでもない、このよう

に思つてございます。

それから、蛇足になるかもしませんが、私はこれまで農林水産省は、かつては農林省、こう言つたのが、今は農水省、こういうふうに略称で呼んでいます。これからは略称で呼ぶとすれば、私はこれまで農林水産省は、こういうことは、当然のことながら、人的あるいは財政的な資源分配ということもこれは見直しをしなければならないことは言うまでもない、このよう

に思つてございます。

それから、蛇足になるかもしませんが、私はこれまで農林水産省は、かつては農林省、こう言つたのが、今は農水省、こういうふうに略称で呼んでいます。これからは略称で呼ぶとすれば、私はこれまで農林水産省は、こういうことは、当然のことながら、人的あるいは財政的な資源分配ということもこれは見直しをしなければならないことは言うまでもない、このよう

部に名前を変えるべきだということよりも具体的にありますので、そういうことも含めてぜひ慎重な御検討をしていただきたいなということをお願い申し上げたいというふうに思います。

次の問題なんですが、これも水産の四法案とは直接ちょっと関係ないんですが、これは間接的に関係している問題なんですが、やはり今、農政全般、あるいは水産行政もそうなんですが、食料自給率の問題なんです。

さまざまな政策、施策の根底には、やはり食料自給率の向上という非常に国民的な課題があるわけなんです。例えば農水省の発信するいろいろな政策も、その根底には食料自給率の向上という大きな目標があるわけなんですが、これもよく議論が出ることなんですが、自給率ということを今のこの国の、私も含めて、国民の皆さん本当に意識をしているんだろうかということを非常に疑問に思っています。

私より上の世代、もう「くなっていますが私の父親の世代ぐらい、父親の世代というのは戦争経験世代であります、私が小さいときには、自給率の話というのは家庭の中で出ていたような記憶もあります。しかし、非常に恥ずかしいんです。父親の世代ぐらい、父の代も含めて、もうそういう意図が欠落をしている。これも事実ではないかというふうに思っています。

いろいろな、特に農政あるいは水産行政の施策を展開していく場合に、やはり国民の皆さんのが、私の世代も含めて、もうそういう意図が欠落をしている。これも事実ではないかといふふうに考るわけです。

そこで、例えば学校教育の問題とか世代間伝承とか家庭教育の問題とか、そういったところでの自給率のことはよく出るんですけども、何か、今までの流れの延長線上ではない、やはり食料自給率、中国の存在あるいはインドの存在、アジアにも大きな懸念材料があるわけですし、世界戦略の中での日本の食料自給率向上に向けた何かが必要なのではないかという思いをいたしているんです

が、このことについて大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○武部国務大臣

食料・農業・農村基本法ができる

まして、食料の自給率、現状四〇%を今後十年間に四五%を目標にして諸般の政策を推進するといふことを掲げていますが、私は、今委員御指摘の問題提起というのは非常に大事だ、このように思います。私ども、なぜ食料の自給率を四五%にしなければならないのかということについては、やはりもっと大局的に物事を考えていく必要がある。地球規模の視点で考える必要がある。

食料を輸入するということは、水を世界じゅうから日本が奪い取るということにも等しい問題提起もあるわけあります。地球温暖化ということから砂漠化がどんどん進んでおります。我が国耕地面積は四百八十九万ヘクタールぐらいだと思いますが、もうそれ以上減っているかもしれません。しかし、毎年この地球は五百万ヘクタールが砂漠化している。これはもう一分間に東京ドーム七個分、あつていう間に消えていくということになるわけでございます。

なお、今、近くFAOにおける食糧サミットの五年後会合というのが開かれまして、もし国会のお許しがいただければ私も政府を代表して出席したいのでありますけれども、その目標は、地球上で八億の民が栄養失調に悩んでいるそれを五年間で半分にしようという目標でありました。しかし、到底そういう状況に至っておりません。人口爆発ということを考えたり、地球温暖化の問題等を考えたり、それから、森林の違法伐採の問題を考えたりした際に、やはり日本みずからが、先ほどバイオマスのお話もありましたけれども、これはバイオマス戦略とか産業とかいうことじゃなくて、そういう地球全体の規模の視点で食料の問題、環境の問題は考えていかなきゃならない。

この間も、経済財政諮問会議で小泉総理が、健康と人間力という項目のところで、人間力といえども健康だろう、健康といえば食事と運動と休養だけれども、どう思っておりま

す。

○岩倉委員

本当に、政治の場全体の共通の大きな課題として、この自給率向上に向けたさまざま

な問題をしっかりと考えていかなければならぬ

い、大切な、重要なテーマではないかというふうに思いますので、大臣もいいお知恵がありましたらぜひ発信していただきたいなというふうに思

います。それで、きょうの本題であります水産四法案が、我が国国内にありますとしても、スローフードとかスロー・タウンとかいうようなことが非常に各地で盛んになってまいりますし、NPOなどを見ましても、食の問題あるいは環境の問題に対する非常に大きな関心を呼んでいるということを考えますと、やはり、アメリカでは離乳食から食育月間というものをやっているんですね。ですから、ただ、食べるということは生きるということだけじゃないんだということ、この辺で原点を見詰めてみる必要がある。

そういう観点から、我が国は我が国として、世界に協力し貢献するために、国内における一定量の自給率は確保しなきゃなりません。それぞれの国がそういう努力をすることによって、飢餓ありますとか、あるいは温暖化の問題でありますとか、そういうものが防止できるということにつながっていくんだという考え方で私はこの食料の自給率の問題というものを考えていくたい、こう思っているわけです。

水産物における自給率といふことも、この場でいろいろな議論がありました。食べたいものは大体外国から輸入しているものが多いじゃないかと思うふうに考るわけです。

そのようなことであります、水産物の自給率を一つの目安を持ってやっていくということも、これはやはり、資源をどう管理していくか、回復していくか、そういうことがその裏づけにあって自給率の重要性という問題が少しずつ理解していたと思いますが、この再建整備特別措置法の改正のボイントを水産庁長官に御説明をいただきたいと思

います。

○木下政府参考人 漁業再建整備特別措置法の改正でございますけれども、昨年六月に制定されました水産基本法に基づきまして、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るために、今回、漁特法に基づきます計画制度の見直しを行おうというものでございます。

中身でございますけれども、まず第一点は、從来の制度でございますと、カツオ・マグロあるいはまき網など、中小漁業六業種にその対象が限定をされておりましたけれども、今回は沿岸も含めましてすべての漁業種類を対象にしたいというのが一点でございます。また、その中で、経営改善意欲のある個別の経営体に着目した経営支援策をとりたいということでございます。これが第一点でございます。

第二点でございますけれども、漁業者によります自主的な減船の実施を支援する仕組みでございます整備計画制度につきまして、支援対象を拡充し、資源回復のために減船なり休漁等の取り組みを行う漁業者に対して農林漁業金融公庫資金を融通したいということです。

また、このほかに、從来から実施しております負債整理資金でございますけれども、中小漁業者、沿岸漁業者それぞれにつきまして、再建計画制度につきましては引き続き実施をしたいということでございます。

○岩倉委員 今、改正のフレームについてお伺い

したわけでありますけれども、今まであった中小漁業構造改善制度を変えていくこととあります、六業種から幅を広げるということなんですが、今までの法律の昨今における具体的な問題点がどこにあったのかというポイントと、その問題点を踏まえて今回の改正が、ここがこうなんだというところを、すべてではなくて結構なんですが、主なるものをもうちょっと突っ込んで御説明いただければというふうに思います。

○木下政府参考人 従来の中小漁業構造改善制度でございますけれども、カツオ・マグロあるいは

まき網等の中小漁業六業種に対しまして、業界全体として規模拡大なり生産行程の協業化を進め、そのようなわば業界の構造改善を進めようとした水産基本法に基づきまして、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るために、今回、漁特法に基づきます計画制度の見直しを行おうというものでございます。

中身でございますけれども、まず第一点は、從来の制度でございますと、カツオ・マグロあるいはまき網など、中小漁業六業種にその対象が限定をされておりましたけれども、今回は沿岸も含めましてすべての漁業種類を対象にしたいというのが一点でございます。また、その中で、経営改善意欲のある個別の経営体に着目した経営支援策をとりたいということです。

もう一つは、先ほど申し上げましたように、業界全体としての取り組みでございます。現在の課題をさらに個々の漁業経営のコストの低減という観点からいたしますと、従来の制度でございますと、しばしば過剰投資につながってきたという面もあるうかというふうに思っております。このよ

うな点を踏まえまして、今回は、経営改善意欲のある個別の経営体に着目をした制度に転換をしたといふふうに考えております。このように、漁業者を取り巻く状況は極めて厳しいものがあるわけですね。今回の改正をするに当たって、漁業者にわかりやすく伝達をしていくことが非常に大事なんではないかというふうに思いますので、そのこともあわせてお願いをしておきたいというふうに思います。

○岩倉委員 いざれにしても、さっき言いましたように、漁業者を取り巻く状況は極めて厳しいものがあるわけですね。今回の改正をするに当たって、漁業者にわかりやすく伝達をしていくことが非常に大事なんではないかというふうに思いますので、そのこともあわせてお願いをしておきたいというふうに思います。

○岩倉委員 ありがとうございます。

いざれにいたしましたのも、この法律の改正は、漁業構造改善制度を変えていくこととあります、六業種から幅を広げるということなんですが、今までの法律の昨今における具体的な問題点がどこにあったのかというポイントと、その問題点を踏まえて今回の改正が、ここがこうなんだというところを、すべてではなくて結構なんですが、主なるものをもうちょっと突っ込んで御説明いただければというふうに思います。

○木下政府参考人 従来の中小漁業構造改善制度でございますけれども、カツオ・マグロあるいは

まき網等の中小漁業六業種に対しまして、業界全体会としても規模拡大なり生産行程の協業化を進め、そのようなわば業界の構造改善を進めようとした水産基本法に基づきまして、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るために、今回、漁特法に基づきます計画制度の見直しを行おうというものでございます。

まさに現在、本院で御審議をいただいているとこでございまして、私ども水産庁といたしましてはできるだけ早く施行したいというのが気持ちでございまして、私どもも、そういうようなことでございましたら、施行に必要な準備等について、水産庁内部の作業についてはできるだけ早く了したいというふうに考えております。

○岩倉委員 できるだけ早くということで長官にお伺いしたいと思ひます。

引き続き、水産業協同組合法改正について、あと五分しかありませんが、改正のポイントについて長官にお伺いしたいと思います。

○木下政府参考人 水産業協同組合法改正のポイントでございますけれども、私ども、本法律案を提案した背景をいたしまして、資源状態の悪化など、水産業をめぐる状況が変化をしてきており、もう一つは、本年四月一日からペイオフが解禁になるなど、近年の金融情勢の変化があるというこ

とでございます。このような漁協をめぐります変化に対応いたしまして、漁協の事業、業務執行体制の整備、それから漁協系統信用事業の健全な運営を図るために措置を講じたいというのが趣旨でございます。

具体的な内容でございますけれども、一つは、漁協の資源管理の取り組みを促進するため、水産資源の管理をまさに漁協の第一番目の事業として明確に位置づけたいというのが第一点でございま

す。

また一方で、漁協の事業基盤の強化を図るとい

う観点から、信用事業を行います組合につきまして、最低出資金額を現行の二千万円から一億円に引き上げたいというのが一点。

また、信用事業を担当いたします常勤理事一人

以上の設置の義務づけ、あるいは、経営管理委員会制度の選択的導入等の措置を講ずることとしているところでございます。

なお、この信用事業等々の問題につきましては、現場の実態に即しました施行期日を考えているところでございます。

○岩倉委員 ありがとうございました。

大臣にお伺いしたいのですが、例えば農協なんかでも合併が非常に進んでおりまして、地域に

よって温度差はありますけれども、かなり順調に進んでいる方だと思いますが、この漁協の合併はなかなか難しい。浜ごとにいろいろな関係がある

ような地域もありますし、非常に順調には進んでいないような状況があるのでないかというふうに思います。

そういうことに対しても、これから漁協の合併に対するどういう対策をお持ちなのか、あるいはどういう思いをお持ちなのか、大臣にお伺いしたい

などというふうに思います。

○武部國務大臣 今現在、全国で千六百六十ぐらいの漁協があるわけであります。平成十九年度末には約三百漁協にする計画を漁協系統では持っているわけでありますけれども、この漁業協同組合合併促進法の期限があと一年となっておりまして、この一年間で合併がさらに促進されるよう

に、農林水産省としても、漁協系統の合併による組織再編を積極的に進めてまいりたい、このよう

に考えておられるわけであります。

合併の難しさというのは、漁業権の問題でありますとか、あるいは、漁協によってそれぞれ資産等の格差があります。そういったことが、なかなかうまくいかない原因じゃないかと思います。したがいまして、問題点は何かということをもう少しきめ細かに洗い出して、そして、その問題点を解決するために農林水産省としても系統に協力していく必要がある、このように思ってお

ります。

いざれにいたしましても、漁民の組合に対するニーズというものは非常に高いんですね。しか

し、小さな組合がどれほどそれにこたえられるか
ということを考えますと、今までは、漁業権の問
題がある、どういう問題があるということで、そ
れが障害になつておりましたけれども、それより
も自分たちが求めるものの方がだんだんウエート
が大きくなつてまいりますと、また環境も変わつ
てくるんじゃないかと思います。

地域によってそれぞれ違うと思いますが、私は、やはり広域合併ということで管理部門というものは「ごく小さくして、そして」と、漁協も農協もですけれども、経済団体として、漁協ももう漁協タイプの民間会社みたいな、そういう考え方

でいくべきだと思うんです。
市場はもう時々刻々動いているんですねけれど
も、漁協での決め事というのは、理事会を開いたた
り総会をしなかつたら決まらない、こんなことで
はとても時代についていけないことになるんじや

○岩倉委員 ありがとうございました。
　　いか、こう思いまして、これからはよく系統とも、何が問題なのか、どういうことが我々行政側に求められているのかということのコミュニケーションをしっかりと進めていきたい、このよううに考えております。

農業以上に漁業の場合には、やはり扱い手の不足あるいは扱い手の育成という課題がかなり大きな問題になつておりますので、そういうふたつの意味でも、その政策のきめ細かな対応、対策をぜひ発信していただきたいなというふうに思います。

田間が、最後に「お聞かせください」といふと、漁協の会長が、腰を屈めて、頭を下す。だだいで、最後に一つだけなんですが、「一ヵ月ほど前になりますか、ある漁協の皆さんたちと懇談をしていたときに出てきた話なので、一つお聞きしたいのです。

海難救助に協力した漁民やあるいは漁協に対する支援措置に対することなんですが、私もまだこれは十分調べてはいませんので、水産庁と直接関係ないかもわかりませんけれども、やはり消防団の場合の対応と、身分保障等々も含めてかなり差があるというような話があります。

いろいろな意味で、漁業の多面的機能というテーマが議論されておりますけれども、この多面的機能の一つとしても、そういった場に遭遇するケースが非常に多いわけでありますので、きちんととした評価をし、対策を発信すべきではないかと、いうふうに私は感じたんですけれども、このことについて最後にお伺いをいたしたいと思います。

○武部國務大臣 私も、地元から同じようなことを何度も要請を受けています。運輸政務次官の当時から、この水難救護法というのは、明治三十二年にできた法律で片仮名の法律なんですね。これによりますと、「救護二関係シタル者ハ市町村長ヨリ救護費用ノ支給ヲ受クルコトヲ得」と書いてあるんです。

そういうことを根拠に我々もいろいろ努力してみたんですねけれども、なかなか今、水難救護に協力した者に支給される手当というのは、日本水難救済会が申請を受けまして、水難救護法は適用しないといふ実態がござります。

今、浜は、プレジャーボートでありますとか、あるいは海水浴でありますとか、レジャーの中核心地にもリゾート地にもなっております。一方において、漁民にとっては生活の糧である生産の現場でもございます。

船も大型化しております。さまざまな海難事故がござります。そのたびに、漁協の組合員、特に青年部などが駆り出されて、時には消防団と一緒にになってその衝に当たっているといいますか、ボランティアと言つて過言ではありません。私は、もうこれはやはり単なるボランティアというわけにいかない。

もう漁村も高齢化していますし、若い人もいなさいですし、そういうことを考えますと、この問題はもう少し真剣に取り組む必要がある、こう思いまして、きょう、委員の質問に対する答弁レクをやりました。そこでかなりの時間を割いて、水産庁長官とともにこの問題について議論をしたわけでございますが、多面的な機能のことしかりでござります。少しこの問題、農林水産省として真剣に

勉強してみて、前向きな努力を進めていきたい、そのためには、よく現場の声も聞かせてもらいたい、このように考えております。
○**岩倉委員** ありがとうございました。質問を終わります。
○**鉢呂委員長** これにて岩倉博文君の質疑は終了いたしました。

○金子(恭)委員 次に、金子恭之君。
自由民主党の金子恭之で」をい
ます。

すし、また、とり過ぎてしまえば資源の枯渇ということが起きてしまうわけでございまして、資源回復計画というのをやっていかなければいけない。休漁もそのむかわりやらなければいけない。そういう意味では、その休漁している間の支援施策といふのもきちんとやっていかなければいけない。

また、水産業、漁業というものは自然環境の影響というものが非常に大きいわけで、漁業経営の安定

のためには漁業共済の充実というのも図っていかなければいけないし、加入率も上げていかなきゃいけない。そういう意味では、この四法案というのはそれをすべて網羅しているわけでありまして、そのことについてこれから具体的に質問をさせていただきたいと思います。

まず、農業にしろ林業にしろ中小企業にしろ、いろいろな産業において、担い手対策というのがやはり今後の一番大きな課題ではなかろうかと思はせていただきたいと思います。

い手対策についてどうお考えになつてゐるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○**武部国務大臣** 今、金子委員から、今般の水産四法案が担い手対策、人づくりを網羅的に示しておられるというお話をございますが、まさにそのとおりだ、このように私は思つてゐるわけでござります。

担い手といえば、漁業技術、経営管理能力の向上、新規就業者の確保、青年漁業者を中心のグループが行う創造的取り組みへの支援等いろいろな諸般の対策がありますけれども、やはり浜が豊かなところになると、資源を守り、資源を育て、資源に見合った操業、漁業ということは避けられないわけでありまして、今委員がお話しのとおり、資源管理や資源回復策についてのお話、また経営についても、それを支える共済制度の充実等々が今度のそれぞれの四法案に込められているわけであります。

しかし、包括的に言いますと、私は、農業よりも漁業の方が法人経営などが進んでいるな、こういう

思ひます。私どもの地元も、漁協は漁協としてしっかり存在していますが、定置がほとんどですから、だから、全部生産法人ですね。個人というのはないんですよ、これは一緒にやらなかつたらできない漁業ですから。

その中から、本当に不漁のときには出稼ぎに大阪だとか東京に出かけていたりしていました。

最近は、やはりその中から、出稼ぎに行かなくてもいいようにということで、せっかくまとまつた法人なんだから他の収入の道を考えようというふうなことで、知床を背景にしておりますから、夏は遊漁なども新しい船を入れてやつておるというふうな、そういう試みがなされております。

したがいまして、漁業の分野にありますから、手確保ということについては、一つは、しっかりした若い漁業者が浜に戻ってくる、そこで踏ん張って頑張るということと同時に、法人組織といふんですか、経営ということを考えて、単なる魚をとるだけじゃなくて、生産から加工、消費にありますけれども、真鶴とか神奈川あたりはそちらの収入の方がはるかに多いというようなのがあります。

都市と農山漁村というのは、共生、対流、おいしい空気、おいしい魚を求めて行ったり来たりするわけでありますので、そういった新たな分野に拡大していくということについては、経営組織の考え方ということも新たな視点で考えて、浜に外から、都会から人がどんどん来るというような、そういう将来の漁業、漁村などの構想をしていきたいな、私はそんなような考え、夢を持っている次第でございます。

○金子(恭)委員 ありがとうございました。

この法律の中に、いろいろな言葉が出てくるわけあります、意欲ある漁業者などの創意工夫を生かした経営改善制度への移行ということが書いてあるわけあります。農業にしろ、意欲ある農業者ということが出てまいります。その中で認定農業者制度というのがあって、税制的や金融的

な優遇措置とかがあるわけがありますけれども、この法律の中で意欲ある漁業者というのはどうなっているのか、教えていただけますけれども、今回の漁特法について、どのような方を具体的に対象にしているのか、教えていただければと思います。

○木下政府参考人 今回の漁特法改正の中で、従来の制度でございますと、カツオ・マグロあるいはまき網などの中小の六業種ということで、団体を対象としたましました構造改善制度であるわけですが、それでも、今回の制度改正の中で、従来の中小漁業構造改善制度を見直しまして、漁業経営改善制度へ転換をいたしたいというふうに考えているところでございます。

この中で、一つは、中小なり沿岸を含むすべての漁業者を対象とするわけでございますけれども、御自身がそれぞれの経営について、このよう

な具体的な経営の中身を改善したいというふうに思っております。漁業者団体と最終的な調整を行なうために、順次公表したいというふうなところでござい

ます。

また、太平洋のマサバ資源でございますけれども、マサバの資源の状況、数年に一度小型魚が大量に発生するという特性を有しているわけでございます。その発生状況を見ましても、マサバにつきましては具体的な内容の詰めを行なうべきとい

うふうに考えております。

○金子(恭)委員 ぜひ、そういういわゆる意欲ある漁業者を支援していただきたいと思います。

続きまして、今後の漁業経営を考えるに当たりまして、今回法律の中で、資源管理への取り組み

というものが書いてあるわけでありまして、これは非常に重要なことだというふうに私も認識しております。

その中で、水産庁で本年度予算で資源回復計画に取り組んでいらっしゃっているわけでありますけれども、先ほど御説明いたしました既に着手をしている十魚種五計画を含めまして、私ども平成十六年度までを一応のめどにいたしまして、五十年度の候補魚種の中から、条件の整ったものから順次計画策定に着手をしていきたいというふうに考えております。

○木下政府参考人 資源回復計画でございますが、その資源回復計画の作成状況についてはどういう状況なのか、教えてください。

○木下政府参考人 我が国周辺水域の水産資源でございますけれども、総じて低位あるいは減少傾向にあるというわけでございまして、私ども、水

産資源の適正な管理が水産政策を進める上で重要な課題になつてきているというふうに考えております。

一方、今地球温暖化というのが叫ばれているわざであります。本当にどうかわかりませんが、これまでとれていた魚が水温が上がったためにとれなくなつたとか、熱帯魚に似たようなのが九州の近海でとれたとか、何かそういうふうなことを思つてます。

一方、今地球温暖化といふのが叫ばれているわざであります。本当にどうかわかりませんが、これであります。本当かどうかわかりませんが、これまでとれていた魚が水温が上がつたためにとれなくなつたとか、熱帯魚に似たようなのが九州の近海でとれたとか、何かそういうふうなことを思つてます。

一方、今地球温暖化といふのが叫ばれているわざであります。本当にどうかわかりませんが、これまでとれていた魚が水温が上がつたためにとれなくなつたとか、熱帯魚に似たようなのが九州の近海でとれたとか、何かそういうふうなことを思つてます。

○金子(恭)委員 ありがとうございます。

ントをどのように考えているのか、お答えいただいきたいと思います。

○宮腰大臣政務官 漁災法改正のポイントでござりますが、まず第一に、漁業共済事業の見直しといたしまして、漁業者ニーズにこたえた幅広いメニューの創設等を措置すること、二つには、加入率が約四割にとどまっている漁業共済への加入促進を図り、漁業経営の一層の安定に寄与すること、三つには、組織再編として、全国団体の漁業共済組合連合会と県団体の漁業共済組合との合併の制度を創設すること、この三点がポイントでございます。

なお、法改正とあわせまして、養殖共済の対象魚種にシマアジ、ヒラマサ等を追加すること、それから、掛金を抑えつつ大災害に手厚くてん補する特約の創設をすること、これは例えば、有明海のノリ漁業等もこの特約については対象になるということでございます。三つには、義務加入制度の運用を緩和の方向で見直しをすること等についても措置する予定としておりまして、これらの改正により、漁業災害補償制度全体の充実を図つてまいりたいというふうに考えております。

○金子(恭)委員 今回の漁獲共済において、加入要件の緩和ということで、これまで別々だった加入区分の十トン未満、これは家族経営が主であると聞いておりますが、未満の漁船漁業と十トン以上上の漁船漁業を統合するということが法案に書いてあるわけであります、この統合というのがどのような効果とメリットを持つていて、御答弁をお願いします。

○木下政府参考人 現行の漁獲共済でございますけれども、十トン未満の加入区分の場合、零細あるいは小規模経営でございまして、なかなか漁獲金額の把握が難しいという点がございます。このような点から、現在、このような十トン未満の加入の場合には、契約成立の条件といたしまして、加入区内の関係漁業者の二分の一以上の申し込みを必要とする、また、加入者が営むすべての漁業種類を一括して加入しなきゃならないというよう

な加入制限を課しているわけでございます。

ただ、このような、先ほど申し上げた小規模経営等によりまして、個人ごとの水揚げ金額の把握が可能となつたというところでございます。したがいまして、十トン未満につきまして、関係漁業者の三分の一以上の加入の申し込みとか、ある者は漁業種類を一括して加入しなきゃならないと申します。

これによりまして、十トン未満の漁船漁業でございましても、個々の漁業者の漁業実態なり経営状況を踏まえ、共済ニーズに合わせた柔軟な加入が可能となるというふうに考えております。

また、統合によりまして、漁業種類別の共済母集団が拡大をするという点でございまして、ある意味では、共済母集団を拡大することによりまして共済のリスクが分散するということが見込まれるわけでございます。長期的には共済収支が安定し、掛金水準も低減するというメリットも考えられるというふうに期待をいたしております。

○金子(恭)委員 昨年の基本法の審議のときも質問させていただきまして、漁業共済の加入率を上げる必要があるということを指摘したわけでありますが、漁業共済ではできるだけ多くの漁業者が積極的に加入をし、そのおかげで漁業経営の安定において大きな役割を果たしていくものだと思っております。

そういう中で、民間の損害保険、自動車保険と比較して高過ぎるというもあるわけでありますけれども、十トン未満の加入区分の場合、零細あるいは小規模経営でございまして、なかなか漁獲金額の把握が難しいという点がございます。このような点から、現在、このような十トン未満の加入の場合には、契約成立の条件といたしまして、加入区内の関係漁業者の二分の一以上の申し込みを必要とする、また、加入者が営むすべての漁業種類を一括して加入しなきゃならないというよう

%というような状況でございます。

私ども今回の改正に当たりまして、できるだけ多くの漁業者が共済に加入していただきたい。そのためには、一つは、漁業者のニーズに合わせた共済制度をつくるということが基本だらうというふうに考えてまして、一つは、掛金水準を抑えた新規方式の導入だとか、養殖共済におきまつたなん補方式の導入だとか、養殖共済におきます病害不てん補特約の創設等々、実情に即した制度改正に心がけたところでございます。

また、このような改正とあわせまして、私ども現在の漁業共済の仕組みが非常に複雑で、漁業者の方々がなかなかわかりづらいという点も指摘をされておりますので、私どもこのようない制度改正を受けまして、漁業者に向け、できるだけわかりやすくPRしていくかといふうに考えております。

○金子(恭)委員 次に、遊漁に関する質問をさせていただきます。

一見関係ないような感じにも見えるわけですが、今回の水協法改正の中で資源管理規程の対象に遊漁船業を追加する理由を教えてください。

○宮腰大臣政務官 海洋性レクリエーション活動が活発化する中で、遊漁船業を利用する遊漁者による水産動植物の採捕は、海域や魚種によっては漁業者の漁獲量を超える実態も生じておりますが、漁業共済ではできるだけ多くの漁業者が漁業上において大きな役割を果たしていくものだと思っております。

一方、遊漁船業につきましては、約八割が漁業との兼業者となっておりますものの、現在は漁協として禁漁期間、禁漁区域、体長制限などを規定する資源管理規程を定めまして、組合員が遊漁船業を宮む場合に資源管理規程の対象とされていないために、漁協全体としての実効性の確保に支障を来すことになるわけでございます。

こうした状況を踏まえまして、資源管理規程の対象として組合員が宮む遊漁船業を追加いたしました。今回の改正におきましてこの法律を実効あるものにするためには、法律を決めた以上はきちんと

○金子(恭)委員 まじめに遊漁船業を宮んでいる方が大多数だと思いますが、一部に今政務官の方からお話をありましたいろいろ問題が起きていました。

事業者が引き続き営業を継続することができるところが今までの問題であったわけあります。それが今までの問題であったわけあります。

そういう中で、安全面とか漁場利用面で悪質な事業者が引き続き営業を継続することができるというのが今までの問題であったわけあります。

また、この改正でそうした課題に具体的にどう対応していらっしゃるのか、御答弁をお願いします。

○木下政府参考人 遊漁船業につきましては、委員御指摘のようない状況にあるというものが一般の共通認識だらうというふうに思っております。このような状況を踏まえまして、私ども、遊漁船業につきまして、現在の届け出制から登録制へ移行いたします。

○宮腰大臣政務官 員御指摘のようない状況にあるというものが一般の共通認識だらうというふうに思っております。この登録を拒否できるということございまして、船舶安全法なり漁業法で罰金以上の刑に処せられた者は登録を拒否できるということございまして、登録後におきましても、悪質な遊漁船業者に対しまして事業停止あるいは登録の取り消しが行われるというふうなことで、従前に増して、はるかに遊漁船業に対する指導監督がしやすくなるというふうに考えております。

このような制度改正によりまして、私ども、遊漁船業の適正化に今後とも努力していただきたいといふうに考えております。

○金子(恭)委員 それでは、時間が参りましたので、最後の質問を大臣にさせていただきたいと思います。

今回の改正におきましてこの法律を実効あるものにするためには、法律を決めた以上はきちんと

監視をする体制というのが必要だと思います。JAS法もそうだったと思いますけれども、人は皆生まれながらにして善人であると性善説に基づいてやつていく中でそういう抜け道が出てきて、まじめにやっている人たちがばかを見るみたいなことではないと思います。

そういう意味では、これからこの法律を施行するに当たって、監視体制、取り締まり体制をどうやっていくとお考えになられているのか、大臣に御答弁をいただいて質問を終わらせていただきます。

○武部国務大臣 委員御指摘のとおり、今回の法改正を実効あらしめるためには、都道府県とも連携をとりまして、遊漁船業者に対しては的確な指導を行うことが必要だ、このように考えております。

このために、都道府県の水産部局に対しまして、遊漁船業者に対して業務に関して報告を求めること、あるいは立入検査を適正に実施するということ、あるいは違反行為に対する監視や取り締まりの強化を行つてまいりたい、かように考えております。

○金子(恭)委員 ありがとうございました。質問を終りました。

○鉢呂委員長 これにて金子恭之君の質疑は終了しました。

次に、高木毅君。

○高木(毅)委員 自由民主党の高木毅でございます。本日は、昨年六月二十二日に成立をいたしました水産基本法関連の水産四法案の審議について御質問をさせていただきますが、私もその前に一つ大臣にお聞きしたいというふうに思います。今、国民が最も関心を持っていると言つていいかというふうに思ひますいわゆる食の安全の問題でございますが、私は、以前よりずっと、食の安

全は何をおいても国民生活の最も大切なものだというふうに認識をしてきました。

そしてまた、消費者の皆さんに安全かつ安心できる食品を提供するということが、生産者である農業や漁業者の経営安定につながるんだというふうに確信をいたしておりますし、さきにBSE関連でここで質問に立たせていただきましたけれども、そのときもそのような観点で質問をさせていただいたつもりでございます。

先日も本委員会でJAS法の改正案が審議されました。本院を通過したわけでございますが、これも、食の安全をより確かにする有効なものとして大いに私は期待をしているところでございます。

しかし、それにしても、もう昨日、食品のラベル表示に全く信憑性がないという、非常にゆゆしき問題が起こつてゐるわけでございます。最初は肉類から始まつたかと思ひますが、畑作物、あるいは、本法案にも、きょうの審議にも関係するかと思いますが、水産物に至るまで、その表示の不当性が指摘をされているわけでございます。

なぜ、このようない当表示がはんらんすることになったのか。生産者や流通業者といった供給側が利益に走つてしまつ、いわゆる倫理観の欠如と行政側の食品安全に対する安全対策というものが著しく立ちおくれていたのではないかと言わざるを得ないわけでございます。

養殖魚には抗生素質やワクチンが投与されていよい去るために早急な対応が必要であるわけです。大臣からもたびたび食の安全に対する御意見、お話をいろいろなのはお聞きいたしておりますが、ここで改めて、大臣の食の安全に対する現状の認識

というのと、あわせて今後の対応への決意といふものをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○武部国務大臣 委員御指摘のとおりだ、私はかように思います。私ども、BSE発生あるいは偽装表示の問題を契機に、農林水産省としても消費者サイドに軸足を移して、水産物の品質の確保や水産物表示の適正化等、安全性確保に向けた積極的な取り組みが必要だという決意を新たにして臨んでいます。

消費者に軸足をということが、生産者サイドからもまだ正しく理解されていない一面がありまして、残念なんですねけれども、消費者に歓迎されないものを幾ら供給しても、生産者は成り立つていません。また、流通業者もしかりだ、こう思つて大いに私は期待をしているところでございます。

私は、御案内のとおり、四月十一日に食と農の再生プランというものを発表いたしまして、ここではもう明確に、消費者保護第一の食の安全と安心のための法整備、あるいは行政組織の見直しと心のための法整備、あるいは行政組織の見直しといたことを申し上げまして、今関係閣僚会議でございました。当然、農林水産省の内部組織、業務も、この食の安全、安心確保のための見直しといふことも視野に入れてこれから検討を進めていかたい、このように思います。

最初は、農場から食卓へ、あるいは漁場から食卓へという用語を使っておりまして、ある人に指摘されまして、まだ大臣、意欲はわからないわけではないけれども、こういうこと自体が間違つてはいけません。

いますよと言わざるを得ないわけでございます。

テリーといいますか、トレースする場合には、食卓から漁場へ、食卓から農場へという考え方方に一つつきつと改めていく必要があると考えているわけでございます。

食に関するリスクについては、徹底した調査と情報開示ということが必要でありますし、このリスクにみんなで立ち向かっていくという意味で、私ども、食の安全運動国民会議ということも提唱しているわけでございます。

この中では何をするかということは、先ほど他の委員に対してもお話ししたましたが、やはり離乳食を与えるところからの食育ということと、それから、いろいろな方々、関係者がこそして立ち向かっていく、賢く立ち向かっていくリスクコミュニケーションということが必要なんだろうと思います。JAS法の改正もそういう観点で、この信頼回復に向けた一助になればと思って提案をさせていただきました。

今後、国民の皆様方からの御意見を踏まえて、厚生労働省や都道府県とも連携を密にいたしまして、食の安全に関する情報が消費者の方々に的確に提供され、そして、安全で信頼される食品が供給できるような施策の具体化に努めてまいります。

なお、抗生素質やワクチンについてでございますが、薬事法に基づき製造の承認が与えられ、または使用基準が設定されているわけでありますけれども、これらの適正使用については、各都道府県を通じ、出荷時の残留検査の実施を含めまして指導の徹底を図つておられるところでございます。願わくば抗生素質だとワクチンなんか使わないでもいいような漁業や水産にしたいものだ、私はこう思ひますけれども、これを使用する際でも適正使用ということについて指導の徹底をしていかなければなりません、かような認識でございます。

○高木(毅)委員 そうした大臣のお考え方が生産者の方に御理解いただけるように、ぜひ今後とも御指導をお願いしたいというふうに思います。

それで、法案審議に入りたいと思いますが、まず、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたします。

改正の一つに、漁業経営改善計画をつくりて実行するという制度があります。その計画を認定する基準と、いうものをどこに置くのか。例えば、規模や経営の安定度などをどのように判断するのか、ということについてお聞きをしたいと思います。

○木下政府参考人 改正後の漁業経営改善制度でござりますけれども、この計画の中で、漁業経営の改善の目標、それから改善によりまして経営の向上の程度を示す指標、それから漁業経営の改善するに必要な資金の額及びその調達方法を記載することといたしております。

農林水産大臣または都道府県知事が、それぞれに必要な資金の額及びその調達方法を記載することといたしてあります。農林水産大臣の定める漁業経営の改善に関する指針に照らして適切であり、また漁業経営の改善を確実に遂行するために適切である場合に認定をしたいというふうに考えております。

具体的な漁業経営の改善に関する指針でござりますけれども、法成立後、水産政策審議会の意見を聞いて具体的に定めたいというふうに考えているわけでござりますけれども、農林水産省といたしましては、経営改善意欲のある漁業者の取り組みをできるだけ支援するという本制度の趣旨に基づきまして、具体的な経営向上の数値目標を含めて基準を定めていきたいというふうに考えております。

○高木(毅)委員どうもありがとうございました。それでは次に、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案についてお伺いをいたします。

漁協が現在信用事業を行っております。そして、今回の改正案では、出資金額を二千万円から一億円に引き上げるという案でございますが、少し極端な言い回しかもしれませんが、私は、この際、出資金額のいかんによらず、組合が信用事業を行う必要はないのではないかというふうに実は思っております。

すなわち、信用事業というのは各都道府県の漁連に任せてもいいのではないかというふうにも思っているのでありますけれども、これはいかがでございましょうか。

○木下政府参考人 漁協系統の信用事業でございますけれども、一漁協当たりの平均貯金残高が約十七億円。また、従業員数も、専任でございますけれども二人にすぎないということで、他業態の金融機関に比べますと非常に脆弱であるというふうに認識をいたしております。

このような事情から、漁協系統におきましては、合併あるいは信用事業の譲渡等を通じまして都道府県単位で一つの信用事業として機能する、いわゆる一県一信用事業統合体を構築するというふうに認識をいたしております。

そこで、現在までその運動を続けていているというふうな状況でござります。

今回の水協法の改正におきましても、漁協系統の信用事業の確保を図るために、現在自生ルールとして定めて運営しているのをまさに法律の中に取り込むわけでござりますけれども、このような中でも、基本的には一県一信用事業統合体を目指していろいろな対策を講じていきたいというふうに考えております。

○高木(毅)委員 ということは、この一億円に出資金額を引き上げるということは、その一県一漁協化していく経過措置というふうな考え方でよろしいんでしょうか。

○木下政府参考人 今回の制度改正の中で、信用事業の出資金の規制等々につきましては、来年一月一日から三年間の猶予措置を設けていくというところでござります。

○高木(毅)委員 ということは、基本的に信用事業担当の常勤理事一名を義務づけているわけでござりますけれども、これで地域の漁協が地域の金融機関として今後も存続をするというためには、地域の皆さん方から、

○木下政府参考人 確かに委員御指摘のとおり、信用事業を行なう場合に信頼性の確保が不可欠だ

私どもも先ほど御説明しましたように、基本的な方向としては、一県一信用事業統合体というごとで進んでいるわけでござりますけれども、地域によりましては、それぞの漁協で独立をして今後ともやっていきたいというところもあることも事実でござります。

私ども、そういう意味で、今回基本的な方向としてはそういう方向でござりますけれども、それぞれ地域の中での漁協として信用事業をやる場合には、先ほど申し上げてあるような信用事業としての基準をクリアしていただきたい、そのための時間的猶予措置としては三年間を考えているといふふうに考えております。

○木下政府参考人 時間的猶予措置としては三年間を考えているといふふうに私も判断しておりますし、先ほ

○高木(毅)委員 それでは、この一億円という金額の根拠というもののはどこにあるのか、お尋ねしたいと思います。

○木下政府参考人 最低出資金制度を一億円に設定されている規制でございます。農協を含めまして、他の協同組織金融機関がおむね一億円とさせていただいたところでござります。

そこで、現在までその運動を踏まえて今回の提案とさせていただいたところでござります。

○高木(毅)委員 それでは、この信用事業の実施基盤の強化という点で、今回常勤理事一人以上設置するということを義務づけるわけでありますけれども、これはかえって人件費などの経費がかかるんで經營の悪化につながるんじゃないかというふうな心配もあるうかと思いませんが、いかがでございましょうか。

○木下政府参考人 確かに委員御指摘のとおり、金融機関としてのやはり信頼性の確保が不可欠だ

特に週末の深夜ぐらいになりますと、国道沿いのえさ屋さんといいますか釣り具屋さんあたりに他県ナンバーの車がたくさん駐車をしていてくださいます。

○木下政府参考人 確かに委員御指摘のとおり、金融機関としてのやはり信頼性の確保が不可欠だ

特に週末の深夜ぐらいになりますと、国道沿いのえさ屋さんといいますか釣り具屋さんあたりに他県ナンバーの車がたくさん駐車をしていてくださいます。

○木下政府参考人 確かに委員御指摘のとおり、金融機関としてのやはり信頼性の確保が不可欠だ

特に週末の深夜ぐらいになりますと、国道沿いのえさ屋さんといいますか釣り具屋さんあたりに他県ナンバーの車がたくさん駐車をしていてくださいます。

○木下政府参考人 確かに委員御指摘のとおり、金融機関としてのやはり信頼性の確保が不可欠だ

特に週末の深夜ぐらいになりますと、国道沿いのえさ屋さんといいますか釣り具屋さんあたりに他県ナンバーの車がたくさん駐車をしていてくださいます。

○木下政府参考人 確かに委員御指摘のとおり、金融機関としてのやはり信頼性の確保が不可欠だ

どの答弁もそうだったかと思います。今後、加入をしっかりと推進するよう行政側の対応をせひお願いしたいというふうに思います。

次に、遊漁船の適正化に関する法律の一部改正についてお伺いをしたいというふうに思いました。

言つまでもなく、我が国は海洋国家でありますけれども、釣り人口も多く、釣りもレジャー産業の一つとして確立されているというふうに思います。

また、私の地元であります福井県、とりわけ私

の地元は大変豊かな海岸線に恵まれております。近隣県、岐阜県、愛知県、あるいはまた京都府、大阪府あたりから多くの釣り客に来ていただ

ております。

特に週末の深夜ぐらいになりますと、国道沿いのえさ屋さんといいますか釣り具屋さんあたりに他県ナンバーの車がたくさん駐車をしていてくださいます。

○木下政府参考人 確かに委員御指摘のとおり、金融機関としてのやはり信頼性の確保が不可欠だ

特に週末の深夜ぐらいになりますと、国道沿いのえさ屋さんといいますか釣り具屋さんあたりに他県ナンバーの車がたくさん駐車をしていてくださいます。

○木下政府参考人 確かに委員御指摘のとおり、金融機関としてのやはり信頼性の確保が不可欠だ

特に週末の深夜ぐらいになりますと、国道沿いのえさ屋さんといいますか釣り具屋さんあたりに他県ナンバーの車がたくさん駐車をしていてくださいます。

○木下政府参考人 確かに委員御指摘のとおり、金融機関としてのやはり信頼性の確保が不可欠だ

特に週末の深夜ぐらいになりますと、国道沿いのえさ屋さんといいますか釣り具屋さんあたりに他県ナンバーの車がたくさん駐車をしていてくださいます。

ますと、遊漁船業の事故が起つていて、遊船特有の原因で起つていて、割合が五割程度ございます。今回のこのよな措置によりまして、相当程度の海難事故の減少が期待をされるというふうに考えております。

もう一点は、漁場利用面でござります。近年、遊漁が非常に各地で盛んになつてきているわけでございまして、その中で、やはり既存の漁業者と遊漁者の間での漁場利用をめぐるトラブルがあるわけでござりますけれども、今回の登録制の実施、あるいは採捕規制に沿つた事業方法を内容といたしました業務規程の届け出、また、規制内容を熟知し、利用者に指導等を行います。業務主任者の選任等を義務づけたわけでござりますので、このような遊漁に伴います漁場利用のトラブルの減少につながるというふうに期待をしているところでございます。

○高木(毅)委員 どうもありがとうございました。

実は私、今回ここで質問させていただくということで、地元の漁業関係者の方にお話をちょっととお聞きしてきたわけありますけれども、その中で、二つほど印象に残ったことがありますので、ここで、ここで紹介をさせていただきまして、御所見をいただきたいというふうに思うわけでありますけれども、まず一つ目はこういふことでございました。

全漁連や県漁連は、水産業の育成、向上に向け指導するのが本筋である。しかし、最近はどうも、ちょっとと言葉は語弊がありますけれども、手数料稼ぎの商社的な団体となつてしまっている。これは私じゃございません、漁業関係者の方がおっしゃっていることでございますが、手数料稼ぎの商社的な団体となつてしまっている。さらに、市場外の水産物流通が盛んとなつて、漁連というものの存在意義が希薄になつてしまつた。今、その機能が問われている。もっと機能強化を図られるような根本的な構造改革が必要であるという御意見でございました。

漁業関係者の方がこうした意見をおっしゃったわけでございますけれども、こういったことに対するように思われるか、ぜひ、できることなら大臣の御見解をお伺いしたいというふうに思います。
○武部国務大臣 私は今、高木先生が地元でお聞きになったことに対しましては、これは謙虚に受けとめるべきだ、このようにも思います。指導すべき水産庁は、このことをきちんと厳正に受けとめて対処しなきゃならぬ、そういう話は私自身も間々耳にすることです。

初めに全漁連だと信頼ありきじゃないわけであります。組織を維持するためにどうするかということじゅありませんで、この組織は、生産者でありますとか漁民でありますとか、そういう方々に対して、どのようにサポートし、組織としての機能を発揮していくかということになりますから、私は、徹底した構造改革ということをやっていただかなければならぬ、このように思つてございます。

しかし県漁連は、漁協の経済事業の補完でありますとか経営指導等、非常に高度な業務が多くなっておりますので、そういうことを通じて重要な役割を担つていているということは言うまでもありません。

したがいまして、漁協の再編にあわせて県漁連の再編もやつていかなきゃならぬだろう、こう思いますし、系統全体の経済事業の規模が縮小する中で、県漁連の見直しといふことは早急に進めていく必要性がある、このように思つております。

國としても、そういう観点に立つて、経済事

業等の実施体制の見直しによりまして、漁協系統の再編を適切に指導していく必要があります。このように思つております。

○高木(毅)委員 大臣、ありがとうございます。
それからもう一つ、大臣に先ほどの統きでありますけれども、地元の方からお聞きした話をした

た。そこで、森は海の恋人だというようなことをおっしゃっているわけでございます。まさに私も同感でございます。いそ根の復元といふことについて、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

質問を割愛した関係で時間はまだ少しございますので、大臣、思い切り、たっぷりとその大臣の思いをこの場で御披露いただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○武部国務大臣 平成十四年度から、新規の事業については、公共事業を環境創造型あるいは自然再生型の事業といふことに、農林水産省は抜本的に見直しを図るということに踏み出しているわけでございます。

漁業は海洋の自然環境に大きく依存している産業でありますし、良好な漁場環境を確保するため、国民全体の理解と協力を得て、森、川、海を通じた幅広い環境保全の取り組みを推進していく必要があります。私はこのように考へておられる方でこういった事業を拡大していきたい、こういうふうに考へておられるわけでございます。

今後とも、やはり資源を守り、資源を育て、資源に見合った恩恵を受けていくということを基本にして、良好な漁場環境の保全を図つてまいりました。漁港整備法、昨年の通常国会で議員立法で成立了しました。そういう考え方で今私が申し上げましたような背景に基づくものであります。このことを御理解いただきたい、かように思いました。

まさに四方八方を海に囲まれたこの日本の国民として、いつまでもおいしくて、しかも安全な水産物、お魚が食べられるように、大臣を初め関係の皆様方の今後とも御奮闘を心よりお願いをい

たしまして、私の質問を終わらせていただきま
す。どうもありがとうございました。

○鉢呂委員長 これにて高木毅君の質疑は終了
いたしました。

午後一時から委員会を再開することとし、この
際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

○佐藤(謙)委員長代理 休憩前に引き続き会議を
開きます。

○後藤田委員 久しぶりに大臣に質問させていた
だくのですが、去年の九月、BSE発生後に初めて
質問をさせていただきまして、そのときに三
つ、大きなポイントとして、いわゆる行政の責
任、そしてもう一つは、いわゆる縦割り行政の問
題、そして最後に、私は、これはBSE以外、す
べての農産物について調べなくてはいけない、そ
の必要性を申し上げたわけございます。その当
時、大臣は御出席にならずに、副大臣が出席され
ていたと思うんですが、それ以来九ヶ月たちまし
て、BSEの対策がこの前、数ヶ月前によくやく
でき上がって、そしていわゆる縦割り行政の問題
も指摘があって、これから対策が実行されていく
んだろうと思います。それと同時に、ほかの農産
物について調べていただいていると思うんで
す。

まず大臣、私が九ヶ月前にその問題を指摘させ
ていただいたことは幹部の方からちゃんとお耳に
入っていたんでしょうか、教えてください。
○武部国務大臣 委員会の審議の状況は、全部精
読はいたしませんけれども、後藤田先生はもとよ
り、皆さん方の質疑の状況、議事録は、私ども、
目を通しております。

○後藤田委員 ありがとうございます。

まず最初に、実は、先日採決されました農林物
資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、

これちょっと、その当時、数日前ですか、この委
員会でどういう議論があつたか。ちょっと細かい
ことなんですかけれども、今回、水産四法というこ
とで、水産業のことを議論しているわけですが、
農林物資というのは、僕、水というは何で入っ
ていないのかなと。

・私、農林水産六法を読みますと、農林物資の定
義に、水産物の加工品及び原料と書いてあるんで
すが、これは農林水産省の名称からしてもそうで
すね。昭和何年ですかに変わって、農林水産とい
うふうになった。今回、また農林物資という表現
をしている。ここのことこのことは、これは水
産関係者は非常に悲しいんじゃないかなと。

これについても、何か細かい議論でございます
けれども、しかし、水産関係者にとりますと、い
わゆる定義は中身に入っているけれども表に出て
いないというのもすごく寂しい話で、その点につ
いて、大臣、水産関係者にはどういうふうに御説
明されるか、そこら辺、ちょっと教えてください。

○武部国務大臣 いや、それは私もよく気がつい
ていなかつたことですね。

役所の呼称についても、昔は農林省と言つて、
今は農林水産省と。今、通称は農水省、こう言つ
んですね。林業関係の人は寂しい思いをしている
んじゃないのかな、こう思います。

今後どうするんだというような話になります
と、ヨーロッパなんかは環境・食料・農村地域省
と長つたらしいんですけれども、しかし、この間
ちょっとと聞いたら、四文字以上はだめなんだ。
そういうような決まりがあるかどうかわかりませ
んけれども、だから、国土交通省とか文部科学省
とか、農林水産省も四文字なんですね、それから
厚生労働省とかですね。このことは、私、細かく
こだわる必要ない、やはりきちっと表音、表意が
一致する方が適切なんだろう、こう思います。

今、委員の御指摘については、なぜ水が入って
いるかということについては、私勉強しており
ませんので、これは事務当局に答弁させたいと思
います。

います。

○後藤田委員 大臣も御理解をいただいたので、
大変細かいかもしませんが、せっかく農林物資
のJAS法の議論をした後にこの水産関係をやる
上で、私はどうも農林物資という表現が気に食わ
ないなと思いましたので、また、幹部、当局の
方々と御検討をいただきたい、そして、水産関係
者に誇りをまた取り戻していただくよう、そ

う表現にしていただきたいと思います。
それでは、水産四法案関連ということで、ま
ず、現状の日本を取り巻く海洋汚染の状況を水產
庁として今どのように考えていらっしゃるのか。

つまり、ダイオキシンを始めとしたいろいろな環
境汚染で海が汚れているのではないかというよう
なお話をありますが、その点についての現状の
とらえ方、これについて教えていただきたいと思
います。

○木下政府参考人 海は水の最終到達点というこ
とでございまして、いわば陸域からの負荷を一手
に引き受けているという点でござります。この
ため、ダイオキシン等の有害物質によります汚染
あるいは生活排水等による陸域からの汚濁物質の
流入、また、水産生物の生息あるいは生育の場で
ある藻場、干潟の減少等の問題が生じているわけ
でございます。

今どの程度の状況かという点でござりますけれ
ども、私も環境省が出ております環境白書に
よりますと、海洋環境の状況、水質なり底質とい
う点につきますと、近年、地域によって相当差は
あるけれども、総じて大きな変化は認められない
ことがあります。

○木下政府参考人 先ほど私が申し上げたのは、
全体としてほぼ横ばいであるということを申し上
げましたけれども、現在の状況が水産資源とい
う点から見て十分な状況であるかという点について
は、やはり今後ともそれを改善していく必要があ
るんだろうというふうに認識をしているわけでござ
ります。

○木下政府参考人 私ども、そういう観点から、まさに水産動植物
の繁殖にとって重要な藻場あるいは干潟につきま
して、保護水面の指定等によりまして保護をす
ることも、本年からスタートいたしました漁港
漁場整備事業等におきましても、環境との調和を
目指した新しい公共事業を実施しているところで
ござりますし、これまで、森、川、海を通じま
した川上から川下に至る幅広い環境保全の取り組
みを今後とも推進していく必要があるだろうとい
うふうに考えております。

○後藤田委員 溶みません、最初の、環境白書に
よる、大して海洋汚染の変化がないということ
と、ちょっとだんだん何かニュアンスが私わから

横ばいで推移をしているのじゃないかなというふ
うに認識をいたしております。

○後藤田委員 ということは、持続的な水産業も
しくは水産資源を守るという水産基本法の基本の
中で、今のお話は、環境白書によると変化がな
い、海洋汚染は大して悪化はしていないということ

とでよろしいんですね。
それと同時に、しかし、私が聞く範囲によりま
すと、水産庁さんは、ある程度一定の海洋汚染を
考へた中で、陸上の養殖に取り組んでいます。もし
くは、民間でも、ゼネコンさんを始め、水処理の
会社も含めて、循環型水槽とか、いわゆるバイ
オ技術を使ったノンポリューションの養殖、そん
な取り組みを一方でしているやに聞いてるので
すが、それはやはり海洋汚染等々がある程度悪化
しているからなのではないんでしょうか。それと
も、乱獲とかその他の要因でそういうことをさ
れてているのでしょうか。ちょっとその点、もう一
回教えてください。

○木下政府参考人 先ほど私が申し上げたのは、
全くとしてほぼ横ばいであるということを申し上
げましたけれども、現在の状況が水産資源とい
う点から見て十分な状況であるかという点について
は、やはり今後ともそれを改善していく必要があ
るんだろうというふうに認識をしているわけでござ
ります。

○木下政府参考人 私ども、そういう観点から、まさに水産動植物
の繁殖にとって重要な藻場あるいは干潟につきま
して、保護水面の指定等によりまして保護をす
ることも、本年からスタートいたしました漁港
漁場整備事業等におきましても、環境との調和を
目指した新しい公共事業を実施しているところで
ござりますし、これまで、森、川、海を通じま
した川上から川下に至る幅広い環境保全の取り組
みを今後とも推進していく必要があるだろうとい
うふうに考えております。

○後藤田委員 溶みません、最初の、環境白書に
よる、大して海洋汚染の変化がないということ
と、ちょっとだんだん何かニュアンスが私わから

○・四〇ピコグラムというような状況で、総じて
いうことで単純な比較は非常に難しいというふう
に思いますが、それでも、十年度はリッター当たり
の数値、十年度に比べまして、測定地域が違うと

○後藤田委員 ありますけれども、十年度はリッター当たり
の数値、十年度に比べまして、測定地域が違うと
ころを御紹介いたしますと、公共用水域での全
国平均がリッター当たり〇・一四ピコグラムとい
うのが十一年度の平均でございますけれども、こ
れが一致する方が適切なんだろう、こう思います。
今、委員の御指摘については、なぜ水が入って
いるかということについては、私勉強しており
ませんので、これは事務当局に答弁させたいと思
います。

なくなってきたのですけれども、例えば、海上養殖における、えさを使って、そのえさが海底に沈んで、それによってまた海洋汚染が発生しているなど、そういう例はたしか全国であったように思います。そして同時に、これは教えてほしいのですが、藻場の管理ということですけれども、では、過去十年とか過去五十年の間で藻場がどのように変化したかというのは、どんな書類を見たらいいのでしょうか。そういうデータはちゃんと管理して、それに対策は打っているのでしょうか、教えてください。

味で言つたのでしようか。私は、ダイオキシンを中心とした全般の海洋汚染の問題を申し上げた中で、変化がないという答えたので、今のお答えだと、藻場がなくなっているという現状も含めて、変化があったわけですね。それはどういう、

なっていると私は思うんですが、そんな中で、先ほども若干触れましたが、今の国産の海産物の安全性について、そしてもう一つは輸入の海産物の安全性について、どのような御認識をされていくのか。

そしてまた、国産の海産物の中でも、海上でうさを使って養殖をして、いわゆる抗生物質が使わ

また、二点目のお尋ねでござります。水産養殖業についてどのようなことをやっているかといふお尋ねでございます。

私たち、私ども、水産養殖業につきまして、まずは、養魚用飼料につきまして、飼料安全法に基づくその製造なり使用、販売等につきまして規制を行つてゐるというわけでございますし、当該規制を遵守させる観点から、飼料製造業者に対しまして、必要に応じて立入検査等を実施しているところでございます。

また、抗生素質なりワクチンの問題でござりますけれども、薬事法に基づきまして、農林水産大臣による製造の承認が与えられ、そういうよう、使用基準が設定されているところでございまして、このような水産用医薬品の適正使用につきましても、各都道府県を通じまして、医薬品残留査の実施を含めまして、指導の徹底を図つていいというところでございます。

ただ、私ども、平成十一年に制定をいたしました

○木下政府参考人 藻場あるいは干潟の面積の推移でございますけれども、残存面積、藻場、干潟でございますけれども、藻場につきましては現在二十万一千ヘクタール、また干潟につきましては五万一千ヘクタールということです。これにつきましては、平成三年という環境庁の調査でござります。

前回調査というのは、若干古うございますけれども、一九七八年から比較いたしますと、それぞれ、藻場につきましては六千四百ヘクタール程度、また干潟につきましては四千ヘクタール弱の減少が見られるということです。

○後藤田委員 今、平成三年のデータはいかがですか。変化がどのぐらいあったかという認識が、なくなつたのかどうかということを教えてくれば、数字は別に結構ですから。

○木下政府参考人 現在、私ども、取りまとめ中でございますけれども、基本的には減少をし続けているんだろうというふうに認識をいたしております。

まず最初の質問についての私の答弁でございますけれども、水質なり底質の汚染状況でございますけれども、最近の状況ですと、過去に比べてほんの少しがなにか改善に向かっているというよりも、そこが、改善に向かっているというよりも、かなり悪化しているような状況の中で改善が見られないという意味での変化が見られないというふうに御説明をしたところでござります。

藻場、干潟の減少でございますけれども、藻場、干潟がどういう理由で減少したかという点でござります。埋め立て等直接の改變によりますものが、藻場でございますと二〇%弱ございまして、干潟でございますと四〇%ぐらいが埋め立てによって消滅をしている。その次の理由といたしまして、海況の変化によります減少が、藻場でございますと一五%程度、また干潟でございますと一〇%であるというふうに理解をいたしております。

○後藤田委員 ということは、海洋汚染というのは、悪化した中で、先ほどの変化がないといううことですけれども、藻場は、十年、二十年の間で、過去においてかなり減ってきてている。その理由は、いわゆる港湾の工事を始めその他の状況によってやはりどんどん、結局海洋汚染は進んでいくという整理でよろしいですね。

○木下政府参考人 私たちも基本的にはそのような理解をいたしております。

○後藤田委員 今、BSE問題を初めとする食品安全の問題、先ほど来委員の方々から出ている問題の中で、今まで生産者重視の方向だったものが、消費者、タックスペイヤー、生活者、これを見ていかないとダメですよというような流れになります。

が、それについてどういうお答えをするのか。
そして、新たなバイオ技術を使って、今、陸上
の循環型水槽のようなそういう発想で、レスポン
ドリューション、水産用医薬品を一切使わないとい
うな事業をやろうとしている方がいます。一
れは、いわゆる経済財政諮問会議の方向とし
合っていることだと思います。新しい産業だと
か、新しい雇用だとか、そういうものを生み出さ
上で必要だと思っておりますし、いわゆる水産業
を営む後継者も、こういう新しい産業に従事して
いく、また転換していく。そして、同時に食の安
全も確保されるというような、私はすごい方
策、方向だと思っておりますが、それについて
の水産庁としての御認識と、それに対して国とし
てどういう助成措置をとられているのか。
国内においての二点と、国内と海外の海産物の
安全性について教えていただきたいと思います。
○木下政府参考人 まず、安全な国産あるいは輸
入水産物の供給をするためにどうということをして
いるかという点のお尋ねでございます。
私ども農林水産省では、從来から、漁業者に
しまして、衛生管理の向上に対し指導を行って
るというところでございますし、厚生労働省とま
携をとりながら、輸入水産物の安全性の確保、な
た、流通加工業者に対します食品衛生法令の遵守
指導に努めているところでございます。
私ども農林水産省といたしましては、今後、消
費者サイドに軸足を移し、水産物を初めとい
うふうに考えていくべきだと思います。

○木下政府参考人 私たちも基本的にはそのような理解をいたしております。

○後藤田委員 今、BSE問題を初めとする食品安全の問題、先ほど来委員の方々から出ている問題の中で、今まで生産者重視の方向だったものが、消費者、タックスペイヤー、生活者、ここを見ていかないとダメですよというような流れにならざるを得ない状況であります。

が、それについてどういうお答えをするのか。
そして、新たなバイオ技術を使って、今、陸上
の循環型水槽のようなそういう発想で、レスポン
ドリューション、水産用医薬品を一切使わないとい
うな事業をやろうとしている方がいます。一
れは、いわゆる経済財政諮問会議の方向とし
合っていることだと思います。新しい産業だと
か、新しい雇用だとか、そういうものを生み出さ
上で必要だと思っておりますし、いわゆる水産業
を営む後継者も、こういう新しい産業に従事して
いく、また転換していく。そして、同時に食の安
全も確保されるというような、私はすごい方
策、方向だと思っておりますが、それについて
の水産庁としての御認識と、それに対して国とし
てどういう助成措置をとられているのか。
国内においての二点と、国内と海外の海産物の
安全性について教えていただきたいと思います。
○木下政府参考人 まず、安全な国産あるいは輸
入水産物の供給をするためにどうということをして
いるかという点のお尋ねでございます。
私ども農林水産省では、從来から、漁業者に
しまして、衛生管理の向上に対し指導を行って
るというところでございますし、厚生労働省とま
携をとりながら、輸入水産物の安全性の確保、な
た、流通加工業者に対します食品衛生法令の遵守
指導に努めているところでございます。
私ども農林水産省といたしましては、今後、消
費者サイドに軸足を移し、水産物を初めとい
うふうに考えていくべきだと思います。

共同研究開発組織でございますマリノフォーラムによりまして、閉鎖循環式陸上養殖システムの開発に取り組んでいるところでございます。

私ども、このような循環型水槽につきまして、先ほど申し上げましたように、海洋環境に負荷を与えないという観点から非常に有効だというふうに思っておりますけれども、今後、そのコストの削減等々につきまして努力をしていきたいというふうに考えております。

○後藤田委員

よくわかりました。

それで、今のお話の中で、海産物の安全性の問題なんですが、これは局、流通を通じて消費者に、いわゆる食卓まで行くわけです。そんな中で、さつきも大臣が、出荷時でちゃんとチェックしていますよとおっしゃっていましたけれども、具体的に、どこの流通でそれがどのようにチェックをしているのかということが一点。

もう一つは、厚生労働省さん、私もこれを質問したときに、いや、これは主管が厚生労働省ですよなんてまた言われたので、相変わらず、BSEの反省が水産庁はまだ全然浸透していないんだなと思ったんです。ここのことでも、今長官が、厚生労働省さんと協力してとおっしゃいましたが、大臣にどういう指示を受けて、水産庁と厚生労働省とがBSEが起きた後にどういう体制を整えたのか、教えてください。

○木下政府参考人 まず、第一点目のチェックの点でございますけれども、私ども、去る四月十一日でござりますけれども、大臣が食と農の再生プランを発表し、その中で、一つは、消費者保護を第一とする食の安全と安心のための法整備と行政組織の構築を図っていく、もう一点は、食のリスクに関する徹底的な調査なり情報開示を進めていこうという点でございます。また、三点目といたしましては、食卓から漁場へ、あるいは農場へということで、私どもできる限り、養殖水産物につきましても、生産履歴といいますか、トレーサビリティの構築に向けまして今後検討を進めたいといったふうに考えているところでございます。

○後藤田委員

よくわかりました。

○後藤田委員

残留検査の状況でございます。

○木下政府参考人 木下政府参考人 残留検査の状況でございますけれども、そこは現在のところサンプリングで実施をしているという状況でございますし、養殖現場へ防疫対策の指導員、魚類防疫員というふうに言っておりますけれども、そのような魚類防疫員が定期的にパトロールしているという状況でございます。

私も、このようなパトロールあるいはサンプリングの検査でございますけれども、今後とも、その頻度なり母数を上げていく必要があるだろうというふうに思っておりまして、今後の、来年度の予算編成に向けて検討していくといったふうに考えております。

○後藤田委員

それと、済みません、ちょっとと聞

き漏らしたのかもしれません、具体的に、大臣

から指示を受けて、いわゆるテーブルからステー

ブル、食卓から生産現場というお話をありました

が、厚生労働省さんのどの部署とどういう打ち合

わせをどれだけ日ごろされているんですか。教えてください。

○木下政府参考人

厚生労働省の食品衛生担当の部局でございますけれども、具体的にどの程度の頻度でやっているかということにつきまして、今手元にございませんけれども、私ども、必要に応じ連絡をとり合っているという状況でございま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○木下政府参考人

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

の安全の問題については、特に食品表示の問題が

起つて以来、関係省との連絡会議を持つよう

にあります。それから、六月七日だったと思

いますが、厚生労働省と農林水産省が特に食品安全問題についての懇談会を持つことにしておりま

す。

○後藤田委員

ありがとうございます。

○武部国務大臣

厚生労働省や都道府県とは絶え

ずいろいろな連絡をとっていると思いますが、食

いような御発話を、時の農林事務次官が、真摯に反省しておっしゃっていますね。その資料が最近、いわゆる生産調整部会等々でも紹介をされております。だれでも見れます。

この漁業においての生産調整について、この評価、これが正しかったのかどうか、これは漁業者にとって、そしてまた消費者にとって、結果としていいものであったのかどうか、これについて長官の御意見を聞かせてください。

○木下政府参考人 この五年間で私ども減船をしてきたわけでございます。

この減船の中で二つの種類がござります。一つは、漁業に関する国際規制が著しく強化される中で、その再編を余儀なくされる漁業につきまして、当該漁業の計画的かつ円滑な再編整備を推進するという観点からの支援措置。もう一つは、漁業の生産構造の再編整備を推進するということで、漁業者が自主的に行う減船に対する支援措置でございます。

まず、最初の国際漁業再編対策による支援措置でございますけれども、委員御指摘のとおり、遠洋マグロはえ繩につきまして百三十二隻、また、タラはえ繩漁業につきまして十九隻の減船を行つてきましたところでございます。これらの減船措置でございますけれども、国際規制の強化に伴います社会的、経済的影响ができるだけ緩和するという観点から実施をしたことでございます。

また、もう一つの減船でございますけれども、自主的に行う減船に対する助成でございます。沖合底びき網漁業が四十五隻、また、大中型まき網漁業につきまして、この五カ年で三百八十一隻の減船を行つたところでございます。これらの減船につきましては、我が国の二百海里水域における資源状況を踏まえた減船措置でございます。

このような減船措置を実施した結果、資源の管理、回復、あるいは経営の改善に寄与したものというふうに考えております。また一方で、このよくな減船措置を行うことによりまして、ある意味では、これららの漁業の適切かつ円滑な維持につな

がつたものというふうに評価をいたしておりま
す。

○後藤田委員 今の長官のお言葉を信じまして、
また数年後、これがまたどういう結果になつてい
るかというのを、またぜひ検証をしていただきた
いと思います。

もう一つは、先ほど同僚議員からもお話をあり
ましたが、信用事業の出資額について、私、割愛
させていただだこうと思つたんですが、例の一億円
を割ってはいけないという出資額、これについて

このような提案をしている背景といたしまして、貯金者からの信頼の確保というのは信用事業を行う上で不可欠な条件だというふうに私どもも認識をしているわけでござりますけれども、この中で、漁協に対しまして他の金融機関に比べその差を設けることとしますと、かえって漁協の実施をいたしております信用事業に対する信頼性の確保が難しくなるんじゃないかなというような観点から、先ほど申し上げたような農協並びの最低出資金制度にしたところでございます。

今回、私ども、これにつきまして、来年一月一日から施行といたしておりますけれども、この中で三ヵ年の猶予措置を設けたところでござります。この中で、私ども、基本的には脆弱な漁協が今後とも信用事業を行なうのは非常に難しいというふうに考えておりますので、できるだけ一県一漁協協というような方向を目指して指導していくたいというふうに考えております。

○後藤田委員 今のお話を聞くと、一県一漁協ということことで、漁業組合の合併連衡といいますか合併が進めば、それは当然可能なんです。しかし、それがなかなか進まない場合には、今の信用事業一億円というのは、これはどういうふうになるんでしょうか。

○木下政府参考人 漁協が信用事業を実施する場合には、基本的には、平成十八年一月一日以降でござりますけれども、その要件として出資金が一億円以上要るということでございますので、その間に、一つは資本增强をするか、あるいはそれが困難な場合には他と合併するか、あるいは信用事業部門を譲渡するか、そのような地域の実態に即しながら選択していくだく必要があるというふうに考えております。

○後藤田委員 わかりました。ちょっと先に行きます。

これは大臣にお願いしているんだと思うんです
が、先ほどもちょっとちらっと触れましたが、日本の農、林、水の粗生産額。つまり、私もともと商社におりまして、利益を出さないと食ってい

けない、いわゆる国や役所、行政機関とは違うところだったんですが、何事も金を使う上ではその投資効率というのをちゃんと考えるのが普通なんですね。費用対効果と申しますか、特に我々は国民の税金をこれまで使っているということがございまして、その費用対効果を非常に高めていく、これが必要だと思います。

今、農、林、水と分けた場合に、農業は今、農業予算規模として二兆四千億ぐらい、そのうちの五千億ぐらいが米なんですけれども、それで約一兆弱、九兆三千億弱と言つた方がいいのかな。林業関係については私の調べたデータによると、ちょっと細かな数字は別にして五千億弱で、六千億弱の粗生産額。漁業におきましては三千数百億に対しても一兆九千億という費用対効果。どれだけ投資をしたらどれだけの粗生産額が生まれた、これは完全に頭に入つてなきや、これは当然だと思つておりますが。

この農、林、漁業と比べた場合に漁業のあり方について、まず長官、どのような投資効率だとお考えになつていますか。

○木下政府参考人　水産関係でございますけれども、水産関係の予算額が、委員御指摘のとおり、三千五百億に対しまして粗生産額一兆九千億弱といふことでござります。

私どもも、予算を執行する、あるいは予算を策定する際には、まさに費用対効果といいますかができるだけ考えながら、あるいはそれが上がるような執行を図ることが必要だというふうに考えております。ただ、農あるいは林と比べまして、私どもそういう意味での予算額と粗生産額の比率、高いわけでございますけれども、市場で評価されないわゆる多面的機能等々を考慮しますと、なかなか一概には評価し切れないんじゃないかなというふうに思つております。

いずれにいたしましても、水産関係予算でございますけれども、本年三月には水産基本計画を策定いたしましたし、また、漁港漁場長期計画も策定をしたところでございます。このような基本計

画なり長期計画の着実な実施を図れるよう必要な予算を確保していきたいというふうに考えております。

○後藤田委員 ゼひそのような考え方で、もちろん今長官おっしゃったように、漁業は一兆九千億以上にいろいろ多面的なものも含まれていると思いますので、それもぜひある程度数値化して、これだけちゃんと水産庁はやっているんだということをぜひこれからもお訴えをいただきたいと思います。

最後の質問でございます。これは、時間が余るようで余らなかつたので、ちょっと大臣に、せつかく事前に通告させていただいたので、一言お願ひします。

水産とはかわって米の問題なんですけれども、これから毎年毎年、いろいろ調べると、秋口に大体生産調整の問題というのを、いわゆる党においても政府においても議論するようでございます。ここ最近の、私も過去のことを経験がないのでいろいろ書類で勉強させていただきましたけれども、初めてと言つていいぐらい、生産調整というものに対して各専門家が部会をつくって、座長になつて、いろいろ議論をされている、すぐ、大臣のその中で、先ほど申し上げましたが、その中のメンバーの一人として非常に勇気のある発言をされているのが、との事務次官の高木さんという方のようございます。いわゆる今までの米政策、一つには、米の過剰に対する抑制力としては一定の効果があつた、他方では、次のような効果や弊害について、数値的な検証は難しいが、効果を十分發揮していない、または弊害があると指摘。これは、暴落防止以上の価格維持効果があつたとか、需要に応じた生産の推進だと構造政策の推進、生産者の経営マインド、地域農政の推進、このように弊害もあつたというような答えを出しているんです。これは本当に勇気のある発言だと思っております。

大臣のこれから、僕は農業問題はすべて大切

三原則が変わることがないとは言えないと語った
というふうに報道されておりますが、そんな輕々
に語る問題ではないはずであります。

確かに、憲法といえども不備があつたり、ある
いは時代の大きな変化、流れによって、変える必
要がないか、検証したり議論するということは妨
げられるべきではないというふうに思います。し
かし、その根幹にかかるような部分に関して、
國民ですとかあるいは一国会議員ならいざ知ら
ず、時の政府の官房長官ともあろう方が、ないと
は言えないからあるかも知れないというような、
まさに軽々きわまりない発言をされたということ
は、私は大変ショックを受けました。

例えは、官房長官がこれから日本のあり方を
語る中で、御自身のお考えとして、日本は非核三
原則を見直すべきだとおっしゃつたなら、内容が
國民に支持されるかされないかは別として、私は
全く支持しませんが、御自身の政治信条として発
言に責任を持たればいいのだろうと思ひます。
全く支持されないというふうな認識をもしされた
ら、現在の職をおりられればよからうというふう
に思ひます。ところが、その後の報
道によりますと、何やら、若い記者が将来のこと
を今からしっかり考えてほしいという期待を込め
て発言したと、非常によくわからない、証然とし
ない説明をされたりしております。

報道というのは、確かに、発言者の一部を切つ
て張つたりして、報道する際に、若干というか、
大分そもそもの意図と違うような記事になつてしま
うようなことは間々ありますから、
というふうに思ひます。

それで、この発言について、各閣僚の方々から

コメントが報道されております。坂口厚生労働大

臣のお言葉ですかあるいは扇国土交通大臣のお

言葉等々、報道をされているかと思ひますが、私

が確認した限りでは、武部大臣のコメントがない

ようであります。あるいは既にどちらかで発言
をされていらっしゃるかも知れませんが、この官
房長官の発言について、武部大臣の閣僚としての
見解をまずお伺いしたいと思います。

○武部國務大臣 御指摘の発言は、記者の質問に
答えて、国の安全保障のあり方については、それ
ぞれの時代状況、国際情勢等を踏まえて、さまざま
な国民的議論があり得ることを述べたものであ
りまして、報道されているように、政府として今
後の方向性を示したものではない、私はかように
思います。

いずれにいたしましても、我が国が、核兵器に
ついては持たず、つくらず、持ち込ませず、この
非核三原則を堅持することについてはこれまで
歴代内閣、累次そのように明確に表明しているわ
けでありますし、小泉内閣いたしましても、總
理も述べられておりますように、今後ともこれを
堅持していくという立場には変わりはない、私も
同様でございます。

○津川委員 報道の内容が発言の真意を必ずしも
伝えていないのではないかというお話であろうか
と思いますが、六月一日付の報道では、このとき
まだ政府首脳の発言として「私の発言は国の安全
保障のあり方にについてさまざまな国民的議論があ
りうることを述べたものであり、政府として今後
の方向性を示したものではない」、今大臣がお答
えになったとおりであります。そういうた報道
がされました。これは、ただ、まさに机上の論
理であります。

確かに、世論が変われば政府の政策も変わって
くるということは当然あり得ることではあります
。しかし、ではこの非核三原則というものの対
して今の日本の世論はどうなっているか、
この認識が少しでもあれば、のようによられか
ねない発言はなかつたのではないかというふうに
私は思ひません。その現場に居合わせたわ
けではありませんので、どのような発言であった
かわかりませんけれども、やはり、そこに若干見
たします。

さらに言えば、仮に国内の世論ですとかあるい
は国際社会の世論が核兵器容認に大きく振れてい
きそうだというようになつたとしても、被爆国で
ある我が国は、その世論に対して核兵器の
廃絶をさらに強く訴えていかなければならない立
場にあるはずです。それこそが日本の政府
の果たすべき役割ではないかと私は考えます。

私は昭和四十七年生まれでございまして、戦後
何十年もたつてから生まれた人間であります。それこそが日本の政府
の果たすべき役割ではないかと私は考えます。
ますますふえていくわけございまして、我が国が
原子力爆弾をまさに身をもって体験したという実
感はどうしても時とともに薄れていくものかもし
れないというふうには思ひます。しかし、決して
忘れてはいけないものでもござります。だからこ
そ、今回の官房長官の発言を、騒ぎ過ぎだという
ような形で軽視するのは大変危険なことではない
かなというふうに感じまして、冒頭、触れさせて
いただきました。

私がこの発言について当農林水産委員会で取り
上げさせていただいたのは、実は、この非核三原
則というものの成立に少なからず影響を及ぼした
というふうに思われます第五福竜丸事件を念頭に
置いてのことござります。一九五四年、昭和二
十九年の三月一日、ビキニ周辺の公海上でアメリ
カの水爆実験で被災した第五福竜丸、これは母港
が私の今の選挙区でござります焼津でもございま
す。終戦直前の広島、長崎で被爆された方々のこ
とももちろん決して忘れてはなりませんが、平
時、しかも全く落ち度のない漁師の方々がアメリ
カの水爆実験の犠牲となつたということは、當時
の日本国民にとって大変大きなショックであった
かと思います。

確かに、世論が変われば政府の政策も変わつ
くるということは当然あり得ることではあります
。しかし、ではこの非核三原則というものの対
して今の日本の世論はどうなっているか、
この認識が少しでもあれば、のようによられか
ねない発言はなかつたのではないかというふうに
私は思ひません。その現場に居合わせたわ
けではありませんので、どのような発言であった
かわかりませんけれども、やはり、そこに若干見
たします。

○武部國務大臣 私は、先ほども申し上げました
ように、我が国は、被爆国として戦争を最も憎
む、そして核に対しても、これをこの地球から少
しでも減らして、最終的にはなくしていく、そ
ういう使命感を持って世界の平和に貢献していく
うのが我が国歩むべき大事な道筋だ。私はこ
ういうことが私ども日本人の中にはかつて
は宿っていたんだろ、こう思つてございま
す。しかし、文明が進むにつれ、そこにおどりが
出てきたというふうに思ひます。

そういう意味では、非核三原則は堅持するとい
うことをもつと踏み越えて、これを廢絶する、核
を廢絶するという方向に向けて努力していくとい
うのが私どもの立場であろう、私はそういう気持ち
で政治家としての努力をしていきたい、このよ
うに思ひます。

○津川委員 大変ありがとうございました。

総理も広島、長崎で、核廃絶ということを何度
もおっしゃっておりますが、まさに被災された地
域、広島、長崎、あるいは焼津、こういった地域
の方々だけではなく、やはり日本全体が、特に
我々のような若い人間もこういったことをしつか
り忘れないように、常に、自分自身、改めてこの
思いを持たなければならぬと思いましたので、
ちょっと時間をおいていただきたいと思います。

ただいま、ありがとうございます。

次に、またちょっとこれは本法案とは若干離
れるんですが、先日、報道にあつた件について確認
をさせていただきたいと思います。

本日朝の、筒井委員からも冒頭話があつた点で
あります。鈴木宗男官房副長官、當時でござ
いますが、林野庁から行政処分を受けた御自身の後
援企業の木材会社について、処分後も從来どおり
受注できるように林野庁に働きかけたとされる疑

惑について、農水省が調査を行うこととしたといふ報道がございましたので、現在のところで結構でございますが、農水省が把握されている事実はどういたものか。

それから、これから調査をされるという話は午前中もお答えをいただきましたが、いつまでにどのような調査をされて結果を見ようという予定であるのか。現在決まっていないのであればしようがありませんが、この辺までにその結論を見たいという目標もあれば、その日程についてもお答えをいただければと思います。

○加藤政府参考人 鈴木議員をめぐる九八年八月ごろの事実関係につきましては、昨日、大臣官房審議官をキヤップといたしました調査チームを編成の上、やまりんに対する入札参加指名停止措置等に関連して同議員から働きかけがあつたかどうかについて調査を行うということにしたところでございます。本調査につきましては、まず調査事項を詰めた上で、当時の林野庁及び帯広宮林支局の幹部など関係者からの聞き取りを行いつつ、厳正に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

調査につきましてはそういうようなことで、これから着手をしてまいるわけでございますので、また、聞き取りを行う範囲もO.B等にもわたるということでございまして、今の段階で、いつごろまでに調査ができる上がるのかということを申し上げるには至らないのではないかということで御理解を賜りたいというふうに思っております。いずれにしましても、厳正に調査をしてまいりたいと申しますが、

○津川委員 ありがとうございます。

昨日衆議院を通過いたしましたB.S.E対策特別措置法のように、これから農水省がしなければならないことはたくさんございますけれども、その中でも大変重要なポイントとして、国民の信頼を回復するということがあるうかと思ひます。そういった観点で、この件に関しても事実関係を明らかにしていただき、先ほど同僚議員からもございました

いましたが、それじゃ外務省じゃないかというような批判が出ないようにしっかりやつていただきたいというふうに思います。

さて、では本題の方に入らせていただきます。昨年の五月十六日の大臣の所信表明の中で、水産政策について、次のように触れられていらっしゃいます。ちょっとと読ませていただきますが、

我が国水産業については、本格的な「二海里時代を迎えるとともに、資源状況の悪化や担い手の減少、高齢化が進展するなど内外の情勢が大きく変化しております。こうした中で、水産物の安定供給を初め、豊かな国民生活の実現にとって不可欠な役割を果たす我が国水産業について、その健全な発展を確保していくためには、政策の抜本的な見直しが必要となっております。

このため、本国会

昨年の通常国会でございますが、本国会に、新たな政策の理念と基本的な施策の方向を示す水産基本法案及びその関連法案を提出し、審議をいたいでいるところであります。法案の速やかな成立に御協力をお願い申し上げますとともに、国民全体の十分な合意を得ながら、順次、改革が具体化されるよう全力を尽くす考えであります。

また、国際漁業問題につきましては、周辺国との漁業問題や国際的な資源管理が必要なマグロ漁業・捕鯨の問題等に関して、引き続き関係国との協議を行ってまいります。

以上でございます。

今ちょっと読み返してみると、若干短いなどいう気がしないわけでもありませんが、まあまあ簡潔にまとめられているといえば言えないこともないわけでありまして、内容としては大変結構であろうというふうに思いますが。

ただ、この中で、水産基本法成立後には国民全体の十分な合意を得ながら、順次、改革を具体化していくよう全力を尽くすというふうにあります。具体的にこの一年間何をなされたのかについて、水産基盤整備事業、栽培漁業それから養殖業

日本の水産業の将来がどうなるのか。今回提出されました法案がその具体的な中身だとおっしゃるのかもしれません、これらの法案を見る限りで

は、まだちょっと、具体的と言つては若干不十分なには若干不十分ではないかなという感じがい

ます。

以下、順次お伺いをいたします。

まず、水産基本法におきまして、水産物の安定供給の確保とというものと水産業の健全な発展といふこの二つが基本理念というふうにされております。

ですが、この水産物の安定供給の確保に関しまして、農水省が行った水産基本政策大綱に関するアンケートというものによれば、漁業関係者あるいは消費者とも、まず一番目に「つくり育てる漁業の推進」、「番目が排水規制や藻場、干潟の保全等による漁場環境の保全」、「番目が資源管理の推進等々、幾つかございますが、これらの三つあたりが、必要性を指摘する回答が大変多かったというふうに伺っております。

国民全体の十分な合意を得ながら、この辺に対してもよろしいのではないかなどというふうに思いますが、必要性を指摘する回答が大変多かったというふうに伺っております。

ありますから、この辺に對してこたえる政策が求められていると判断してもよろしいのではないかなどというふうに思いますが、今申し上げました三番目の資源管理の推進ということに關しては、基

本法第十三条にもかかわる部分でもござりますし、具体的には、資源回復計画という取り組みもござります。本法案でも、資源回復にかかる部

分で、農林漁業金融公庫の資金種類の充実というものがござります。

しかし、生産者、漁業関係者あるいは消費者とも非常に必要だと答えたつくり育てる漁業に関し、排水規制や干潟の保全等による漁場環境の保全といふ点についてはいかがでしょうか。これ

が、排水規制や干潟の保全等による漁場環境の保全といふ点についてはいかがでしょうか。これ

は、他の省庁との協力も必要な場合が多いかと思いますが、これまで具体的にされていてることがあります。これがお伺いをいたしたいと思います。

○津川委員

ありがとうございます。

次に、二番目に挙げられている点であります

が、排水規制や干潟の保全等による漁場環境の保全といふ点についてはいかがでしょうか。これ

は、他の省庁との協力も必要な場合が多いかと思

います。これがお伺いをいたしたいと思います。

○木下政府参考人 水産業は、まさに海の自然環境に依存しているというようなところでございま

して、私ども、環境と密接な関係を有する産業として非常に重要な部門であるというふうに認識をいたしております。

このような観点から、水産動植物の繁殖にとつて重要な藻場あるいは干潟につきまして、保護水面の指定等によりまして保全を図るという点でござります。このほかに、漁港漁場整備計画によりまして、今後五年間をかけまして、藻場、干潟に

等の施策によりまして、つくり育てる漁業を推進しているところでございます。

まず、具体的に申し上げますと、水産基盤整備事業あるいは漁業経営構造改善事業でございます。

けれども、この中で、魚礁の設置あるいは増養殖場造成等のいわゆる海の場づくり、また、二つ目柱として、サケ・マスを含めまして、栽培漁業によります海産魚介類の種苗生産、放流等の海

のかもしませんが、これらの法案を見る限りで

は、まだちょっと、具体的と言つては若干不十分なには若干不十分ではないかなという感じがい

ます。

第三点の柱といたしまして、養殖業の振興でござります。現在、ブリあるいはノリ、ワカツ等、

シーフードというものによれば、漁業関係者あるいは消費者とも、まず一番目に「つくり育てる漁業の推進」、「二番目が排水規制や藻場、干潟の保全等による漁場環境の保全」、「三番目が資源管理の推進等々、幾つかございますが、これらの三つあたりが、必要性を指摘する回答が大変多かった」というふうに伺っております。

今後とも、先ほど申し上げましたように、海の場づくり、海の種づくり、それから養殖業といふ点で、この三本柱をもってつくり育てる漁業の積極的な推進に努めていきたいというふうに考えております。

今後とも、先ほど申し上げましたように、海の場づくり、海の種づくり、それから養殖業といふ点で、この三本柱をもってつくり育てる漁業の積極的な推進に努めていきたいというふうに考えております。

第三点の柱といたしまして、養殖業の振興でござります。現在、ブリあるいはノリ、ワカツ等、

シーフードといふものによれば、漁業関係者あるいは消費者とも、まず一番目に「つくり育てる漁業の推進」、「二番目が排水規制や藻場、干潟の保全等による漁場環境の保全」、「三番目が資源管理の推進等々、幾つかございますが、これらの三つあたりが、必要性を指摘する回答が大変多かった」というふうに伺っております。

今後とも、先ほど申し上げましたように、海の場づくり、海の種づくり、それから養殖業といふ点で、この三本柱をもってつくり育てる漁業の積極的な推進に努めていきたいというふうに考えております。

つきまして五千ヘクタールの造成を図つていきました。いというふうに考えております。

また、このような措置のほかに、森、川、海を通じました、いわば川上から川下に至ります幅広い環境保全の取り組みを推進したいということです、これは既にそれぞれの地域でいろいろな形で行われているわけでございますけれども、魚つき保安林の指定あるいは漁業者によります植林活動のための環境整備等につきましても、私ども、いろいろな形で助成をしているわけでございます。

このほかに、当然のことながら、他省庁とも十分連携をとつて進めていく必要があるわけでござりますけれども、工場排水の問題だとか生活排水あるいは廃棄物等の排出等の規制措置、あるいはダイオキシン類等の有害化学物質等につきましても、関係省庁とも連携をとりながら、施策を総合的に実施をしていきたいというふうに考えております。

○津川委員 排水規制に関しては、連絡を密にして、総合的にという話でありますから、それは、いわゆる官僚用語として翻訳させていただければ、余り期待できないのかなというふうに思われるを得ません。他省庁とのかかわりでありますから、なかなか農水省だけでできないのはわかりますが、ぜひともそこをやっていただきたいということ。

それから、干潟の保全といいますと、当然諫早湾について言及したいわけですが、ちょっと私の後で後藤委員からもその点について指摘もあるうかと思いますので、そちらの方に譲らせていただきたいと思います。

今御説明をいたいた二つの部分では、水産物の安定供給の確保ということに関して、やはり十分とは言いがたいのかなという感じをいたしました。基本法ができる、大きく抜本的に見直すんだという方向性まではなかなか正直見えてこないと

いうのが実際のところではないかなと思います。今回の柱でもありますが、融資の円滑化というものがございます。水産業の健全な発展、これは基本法のもう一つの柱でございますが、この融資の円滑化というのは、確かに大変重要なことで、これまでやってきたことでございます。

むしろ、こういった融資の円滑化が、残念ながら現在はかえって漁業者の負債状況を深刻化させているという現実もあるわけでございます。先日のBSE問題に関して参考人で来てくださいました畜産の現場の方がおしゃったことでありますが、意欲のある人ほど新しい試みにチャレンジし、結果として多くの借金を抱え、離農を余儀なくされているという大変厳しい深刻な状況を述べられておりました。

融資の円滑化も確かに必要なことでありますが、それだけでは問題が解決にならない。これまで、漁業再建整備特別措置法に基づく三種類の制度金融がございましたが、これまでの漁業の再建整備にどう貢献してきたのか。これまでの制度が、残念ながら結果的に問題を深刻化させてきた

という面はやはり否定できないと思いますが、これまでの制度をどのように総括、評価していらっしゃるのか、お答えをいただきたいと思います。

○木下政府参考人 現在の漁業特別措置法の融資制度でござりますけれども、現行の中小漁業構造改善制度でござりますけれども、カツオ・マグロなどがあるいはまき網などのいわゆる六つの中小漁業者を対象にいたしまして、業界全体として規模拡大なり生産行程の協業化を進めよう、そのようないわば業界全体としての構造改善に対しまして金融措置を実施しているところでござります。

私ども、この二十年ばかりの状況を見てみますと、最近の資源状況を勘案すると、業界全体としてこのような構造改善を進めていくという意味でいたしますと、コスト削減という面では十分な効果がない、かえて過剰投資なり経営悪化を招いて

た面も否定できないというふうに考えているところでございます。

○津川委員 過去は過去として改善をされなければならぬわけであります。いざれにせよ、意欲ある漁業者が創意工夫を生かして経営改善を行つてあげてそれをお渡しすればいいわけであります。個々の漁業者にとって具体的な改善方法が違いますから、それをすべて一つ一つつくるわけにはならないので、大枠だけ示すということかも知れませんが、

ただ、可能である範囲で結構ですので、お示しをいたければと思います。

○武部国務大臣 漁業経営の改善に関する指針につきましては、漁業経営の改善の促進に関する国的基本的な考え方等を明らかにするものでございまして、漁業経営の改善の内容や改善の実施方法に関する事項を定めることとされているわけでございます。

具体的な内容について申し上げますと、今御指摘のとおり、法の成立後、水産政策審議会を持ちまして、ここで意見を聞いて定めることとなるのであります。農林水産省としては、生産コストの削減、付加価値の向上など、漁業者が取り組むべき経営改善のための措置の方向性、それから二つ目には、国として支援しようとする取り組みの基本的な考え方、三つ目には具体的な経営向上の数値目標等について明らかにしたいと考えております。

○津川委員 農業の方でも、望ましい経営像といふもので、年間労働時間や生涯所得が他業界並みというような具体的なものも出していますので、できればそういったイメージしやすいものを出していただきたいと思います。

ただ、私は私は、若干悲観的な部分がございまして、大臣がそういう具体的な指針を示して、漁業者の方が改善計画を立てて大臣の認定を受け

ても、結果的にはなかなかうまくいかないのじやないかなど正直思つてゐるところでございます。

だからといって、先ほど御指摘ありましたように、本人というのは、私自身もそうですけれども、一回目選挙に落選しましたけれども、落選する前までは八万五千票ぐらいとて三番目ぐらいで当選すると思っていましたからね。私の計画ではそうでした。

これはふさわしい答弁をしているかどうかはわかりませんが、やはりそこは理想と現実ということがありますし、そのところは一つの方針とい

うものを、農林水産省としても責任ある方針を示して、そして中に立つ漁協等が全体の方向性といふものに基づいて指導をし、御本人がやはりしっかりした着実な、長期的な目標に向かった現実的な計画を立てていく。どこの世界にもあるような問題だ、こう思います。

やはり、そういった国とそれから地方や漁協とにしながら、適切な対応をしていく必要があるのではないか、このように思います。

漁業者という関係、コミュニケーションをより密にしながら、適切な対応をしていく必要があるのではないか、このように思います。

○津川委員 もちろん、だれにとつてもリスクはあるわけですから、私がやれば万全だというものはないわけあります。

本人が御努力をされるのがもちろん大前提でございますが、本人だけではできない。そこで、その役割を担うのが私はやはり組合ではないかなといふふうに思うわけであります。

農協も営農指導といふものがござります。今回の法律、本当はもう少し触れたかたのですが、まさに重要なところであって、そこをしっかりとやつていただくようにはサポートするのがむしろ国の仕事ではないかなという思いがござります。

もちろん、組合がしっかりと経営が成り立つというのも重要ですが、これは農協の過去の経験からすれば、組合の、自分たちの利益の確保のために結果的に農家が苦しむということも現実にはあつたわけでありまして、そういう形にならないような適切な指導こそ行わなければならぬのではないか、それが国の役割ではないかなと

いうふうに思います。ちょっと飛ばさせていただきますが、そういった御認識をぜひお持ちいただ

いたいと思います。
いずれにせよ、我が国の水産業を取り巻く環境については大変厳しいわけでございますが、なかなかその特効策というものはなかなかうかと思います。つくり育てる漁業の推進等々、いずれにして

も一朝一夕に実現できるものではありません。地道で継続的な努力が不可欠であろうかと思いまして、この点について、裏返しであります。鳥獣保護努力が水泡に帰すことになつてはならない、そのための責任を国は負っているのではない

かというふうに思います。そんな中で、今も申し上げましたが、国の役割として特に重要なのが、それらの現場での地道な所信表明の中でも、国際漁業問題について触れられました。

先ほども紹介させていただきました昨年の大臣の韓国のカニが最も最近ことし非常に多く押収をされているというニュースがございました。大変大きな問題ではないかというふうに思いますが、きのう、質問をしようと思って、レクに来られた担当者の方にこの質問をしましたら、いや、確かにかごの保管場所に困って問題なんですよねとおっしゃっていましたので、大丈夫かなと思いましたけれども。

そういう問題じゃありませんので、まさに国際問題として大臣がリーダーシップをとらなければならぬ部分ですので、ちょっと一言、どういう対応をとられるのか、明快にお答えをいただきたいと思います。

○武部国務大臣 韓国等の外國漁船による違反操業が後を絶たない上に悪質化しているという実態にございまして、外國漁船の操業秩序の維持が重要な課題である、このように強く認識しております。

本年度においても、新型取り締まり船や漁具回収船の配備強化など、取り締まり体制を強化いたしました。今後とも、海上保安庁と連携をとりつ

つ、さらに取り締まり体制を強化してまいりたい

と思います。

○津川委員 韓国に対しても、直接大臣として強く申し入れていただきたいと思います。

それからもう一つが、一生懸命資源管理をして

も外國船がじんじん持つていつては効果がない

ということが一つですが、幾ら海の環境を保全しても山の環境が破壊されることは効果がない

ということです。

先ほど局長からもお話をあったところであります。実は先日、私ども民主党所属の農林水産委員と環境委員を中心としたしまして、静岡県の天城湯ヶ島町へ林業の現場視察を行つてまいりました。町長様ともお話をさせていただいたのです

が、最初に要望があつたのが、シカの被害でございました。駆除狩りではなくて猶期に雌のシカも

いたるようにしてもらいたいというのが、非常に切実な要望としてございました。私も、正直申し上げまして、実態について必ずしも十分に認識をしていましたけれども、現地の方に

伺つて深刻さを確認した次第でございます。

この点についても、昨年の林業基本法関連の議論の中で、この件に関する大臣の御答弁がございました。

環境省と林野庁の問題、先ほど有害鳥獣の問題などもお話をございましたが、東京の皆さんには理解していただけないかも知れませんが、私はただシカだとかそういう動植物だけを

理解していただけないかも知れません。ですから、山に木を植える、その木も広葉樹などを植えるとか、そういうたることも理解していただけないかも知れません。

環境省もちゃんとやっていかなきゃいけません。林野庁はちゃんとやつていかなきゃいけません。

などもの地元では、農家では、何でシカが山から出てくるんだ、林野庁しっかりしろという、同じ農林水産省の中でも、林野とそれから農業の分野で

大変なつばぜり合いをやつているという実態もあるんですね。御承知いただきたいと思います。行く

革のときには、林野庁は私は環境省にやればよかつたんじゃないかといふ論を持っていたけれども、農林水産省に来てしました。ただ、環境省と

林野庁というのには、あるいは農林水産省すべてと

いうのは、恋人の段階から夫婦のよう、そういう関係になつてゐるのじゃないかな、かのように思ひます。

○津川委員 せひここでしっかりとリーダーシップを発揮し

て、ここで断言していただきたい。有害鳥獣を駆除するという発想ではなく、農業や林業に対する

被害を防止するために実効ある施策をとるんだ。

これは、同時に、裏返しであります。鳥獣保護を明確にするという必要もございます。林野庁と環境省が、夫婦だからいいだろうというわけではありませんで、夫婦げんかをいつまでも続けられても困るわけでありまして、そろそろこの問題に終止符を打つていただきたい。ぜひ大臣にこのリーダーシップをとつていただきたい、この御決意をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○武部国務大臣 今の私のかつての答弁を聞いておりまして、当時は言いたいこと、思うことを率直に言えて何か懐かしいような感じがいたしますけれども、私も現場を知つていてる者として今も率直にそういうふうに思います。

今委員指摘のように、鳥獣を保護する、そういう自然生態系というものをつくつていかなきゃならないんです。ですから、山に木を植える、その木も広葉樹などを植えるとか、そういうたることも理解していただけないかも知れません。

環境省もただシカだとかそういう動植物だけを考えちゃだめなんで、そこに人が生活を営んでいないんです。ですから、山に木を植える、その木も広葉樹などを植えるとか、そういうたることも理解していただけないかも知れません。

林野庁はちゃんとやつていかなきゃいけません。環境省もただシカだとかそういう動植物だけを考えちゃだめなんで、そこに人が生活を営んでいないんだろ、このように思います。

いずれにいたしましても、平成十二年度、被害面積が約八千ヘクタールである。このうちシカに

よるもののが約六割である。鳥獣被害対策としての防護さくの設置や生息環境の整備等の対策を総合的に実施するということが大事だと思いまして、環境省等関係省庁との連携を強化してまいりたい。

もう環境省と林野庁というのは夫婦という、そういうことを申し上げたということであります

が、今やもう子供も産まれるというぐらいの親密な関係でござりますので、実り多い両省の協力関係をしっかりと構築していきたい、かように思いました。

○津川委員 ありがとうございました。終わりま

○鉢呂委員長 これにて津川祥吾君の質疑は終了いたしました。

○鉢呂委員長 この際、お諮りいたします。各案審査のため、追加的でありますけれども、政府参考人として農林水産省医薬局食品保健部長尾崎新平三君及び厚生労働省医薬局食品保健部長尾崎新平君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じます。が、御異議ありませんか？

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鉢呂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鉢呂委員長 それでは、質疑を続行いたします。後藤斎君。

○後藤斎委員 後藤斎です。ただいま追加的に委員長のお話をいただいたように、厚生労働省に冒頭お尋ねをしたいと思います。

先週、五月二十九日の水曜日にもJAS法の改正の中で厚生労働大臣に御論議をさせていただきました。その中でも、当時は、JAS法、表示の問題でありましたが、いろいろな議論を通じながら、宮路副大臣の方から、表示の問題のみならず食品の安全という観点から、所定の検査に引きちっと、一段と力を入れて取り組んでいかなければいけないというふうなお答えをいたしております。

この一両日、食品衛生法違反、無認可の添加物を三十二年間使用したと協和香料の話が幾つかの報道機関で国民の皆さんの中に、またまた食品安全の信頼性、安全の信頼性を失うような事件が起こっております。冒頭に厚生労働省にお尋ねをいたします。

なぜ、この無認可の添加物が三十二年間という長期にわたって、厚生労働省放置をしてきたのか、そして、この協和香料について今後どういう形でこの事件を解明し、処分等の命令が出ると思いますが、対応なさっていかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

○尾崎政府参考人 今お話をございました協和香料につきましては、茨城県の方が過去に定期的に立ち入りの調査を食品衛生監視としてやっているわけございます。最近では九年と十一年に立入検査を実施いたしておりますが、その際にはこれら添加物の使用については確認できなかつたという結果でございました。

今回のような意図的なケースにつきましては、違反の確認というのはなかなか難しい点があるというふうに考えておりますが、私どもも含めまして監視する側の意識についても反省すべき点があるというふうには感じております。

○後藤斎委員 今部長からお答えをいただいたように、過去、九年、十一年について同会社についても立入検査をした、ただ、今回の事案は発見ができたかったということで、今後、報道によりますと、各都道府県に対して、添加物を製造している工場に対して全国的に実態調査をするという話にならっているようですが、今後どんな形で、いつまで、どんな規模でやられるのか、それについてまずお尋ねをしたいと思います。

○尾崎政府参考人 先ほどの御質問で、一点、私ちょっとお答えを落としておりました。处分の関係についてもお尋ねがございましたので、これにつきましては、五月三十一日付で既に茨城県の方が営業の禁止と違反品の回収という命じておるというところでござります。

それと、今の御質問の関係でございますが、私ども、六月三日付で都道府県等に対しまして、全国の添加物製造施設、およそ一千件余ござりますが、それに対しまして緊急に立入調査を行いまして、食品衛生法上認められていない物質を使用して添加物等が製造されていないかどうかということにつきまして、原材料の使用状況及び表示内容などを検査して、違反が確認された場合には回収、公表等の必要な措置をとるように指示をしたところでございます。

これにつきましては、早急に立ち入りをお願い

しておりますが、期限を切つてございませんが、できるだけ早く報告をもらおうというふうに考えております。そこで、そのところは至急立ち入りをしておりまして、そのところは至急立ち入りをしております。最近では九年と十一年に立入検査を実施いたしておりますが、その際にはこれら添加物の使用については確認できなかつたという結果でございました。

今回のように意図的なケースにつきましては、違反の確認というのはなかなか難しい点があるというふうに考えておりますが、私どもも含めまして監視する側の意識についても反省すべき点があるというふうには感じております。

○後藤斎委員 逆の観点から厚生労働省にお尋ねをいたします。

今回の無許可、無認可の添加物、これは我が国の食品衛生法では認められてはいない添加物であります。米国やEUでは香料として逆に認められている。私は從来から厚生労働省の方とお話を

していまして、コーデックス委員会でも、要するに我が国だけが独自の規制を持っているもの、コーデックス委員会でも規制があるもの、我が国は規制がないもの、幾つかの段階によって、いろいろな国でももちろん食文化や生産のあり方も含め

て認可の仕組みが違つております。

なぜ、逆に言えば、米国やEUでは香料として認められているのに、食品衛生法上我が国では認められないなんでしょうか、この三物質ですね。

○尾崎政府参考人 添加物につきましては、食品衛生法上厚生労働大臣の許可を受けることを要件と/orしてお尋ねがございましたので、これにつきましては、五月三十一日付で既に茨城県の方販売等を禁止するということになつてございま

す。

その際には、海外での使用の可否についての条件というものがございませんで、そういうものの要否は関係なしに、いわゆる業者の側からの指定要請というものを受けて審査をし、認可等の要否を判断する、そういうふうな形で指定制をとつて、いわゆるポジティブリスト的な形で運営しているということございましておるというのが実情でございます。

今回の三品につきましては、御指摘ございまし

たように、アメリカとかEUの一部で認められておるというのは事実でございます。こういったことにつきまして、私どもは、食品添加物というのは、できる限りその使用の範囲というのは広くとらないように、できるだけ抑えた形でやるべきであります。そういうことで、この制度をこれまでと違つてきているわけでございます。

ただ、御指摘のように、海外で、コーデックス委員会なりJECFAというところで科学的な検討がされておるというものにつきまして、我が国で認めていないというものもたくさんございます。そういうものについては、今回のこの事業を契機といたしまして、業界の方に、汎用的に、世界的に使われてるので業界として要請をしたいというものがいかどうか、そういうたることも促したいというふうには考えております。

それと、業界側につきましても、こういった添加物につきましては、これは製造ではございませんが、例えばそういうものを使用する別な食品会社が、そういう添加物を含んだ香料を、今回の場合には香料でございますが、使うわけでございません。そういうときに基本的にはチェックしていただくことが必要ではあるうというふうに考えておりまして、そういう要請もしたいというふうに考えております。

こういったことで、今回を契機に、私ども、業界側とも十分相談して、今の御指摘のようなことで、世界的な部分とのそのそこというものが少しでも是正と申しますか調整できればというふうなことも考えております。

○後藤斎委員 今の国際基準との差、私も消費者の方とお話をしますと、逆に、国際基準があるから我が国だけの基準じゃなくて安心だという指摘もかなりあると思います。ぜひ、部長からお答えをいたいたような形で、積極的に、国際基準があるもの、我が国だけのもの、そういう相互の調整をこれからも続けていただいて、厚生労働省としても、全体としての信頼、安全性の信頼

回復という点についてさらなる御努力をお願いしたいと思います。

これに関連しまして農水省にお尋ねをしたいと思います。

この香料を使ったメーカー、食品産業は農水省の所管でございます。幾つかのスーパー・メーカーで、協和香料を使った商品の店頭からの撤去ということが今進んでいるという報道がされております。お菓子というものがかなり多いわけですが、それでも、農水省としては、今回の無認可添加物の問題で、どのような形で厚生労働省に対して指導し、これからどんな体制で厚生労働省とも調整をしながら臨まれるのか、お尋ねをしたく思います。

○西藤政府参考人 私どももいたしましては、食品添加物が広範に利用、流通している状況にかんがみまして、食品を扱う企業において製品の自主点検等を行つていただいて、認められていない食品添加物が使われていないことの確認を徹底することが必要だろうというふうに考えております。こういう状況の中で、大臣からの御指示を受けまして、食品企業に対しまして、原材料及び製品についての自主点検とその結果についての消費者への情報提供等を急に実施していくだけよう、現在要請をしている状況にござります。委員御指摘のとおり、既に一部のメーカーにおいて、製品、どういう状況でどうだということの公表と回収作業が行われている、そういう状況にございます。

今後とも、食品衛生法を所管されます厚生労働省、先ほど尾寄部長の方から今後の方針の御答弁がございましたが、今回の事例においても十分連携をとつてきているつもりでございますが、今後も情報の共有化を図りながら対応していきたいとお尋ねをしたいと思います。

一般のJAS法の改正の中でも、時間がなかったんですが、加工食品の表示を見ると、香料の部分

についてはまとまって書かれているというふうに思います。逆に言えば、保存料のように、ある保

存料を明示的に括弧書きをするということで対応

していけば、今回のように、三種類の、例えばア

セトアルデヒド、ヒマシ油、プロピオンアルdehydというものが明示をされればこのようなことはもしかして起らなかつたんではないかな。

というふうなことで、表示について、お答えは結構ですから、そういう点も配慮しながら、これ

からJAS法が新しくスタートをする、ガイドラインもまたいろいろな形で見直すというお話をも

ただいておりますので、ぜひその点については今後検討をし、厚生労働省と農水がきちんと連携をして、本当であればもう一度と、一度とというの

を嫌になるくらいこの場でもお話ししていますが、ないよう、大臣の方からも事務局をぜひ指

導しながら対応していただきたいと思います。

香料については以上で終わりますので、次に移

ります。

もう一点、本法に入る前にお尋ねをしたいこと

がござります。

諫早の水門の開放ということで、四月の二十四日から五月の二十日まで短期調査ということで対応がされました。ただ、二日ほど前に、武部大臣の前任者がテレビで、今回の水門を開いて調査をしたことについて過去の経緯も含めてお話をされておりました。

昨年の十二月に出たいわゆる第三者委員会、検討委員会の最後の部分に、第一段階として二ヶ月程度の開門調査、その次の段階で半年程度の開門調査、さらにそれらの結果を踏まえた数年間の開門調査へ進むという記述がござります。

当時、前大臣のときには、一人でも委員の中から開門すべきだということが出たら直ちにやっていくというお話がありましたが、あれからちょうど一年余を経過して、ようやく今回の短期開門調査ということに至りました。これにつきまして前大臣がテレビでインタビューを受けてお話をされていたのは、私はそう思つたけれどもなかなかかかれておりません。

○後藤(斎)委員 もう一点、今の関連で農水省に

お尋ねをしたいと思います。

今後とも、農水省におきましては、この短期の開門調査に加え、諫早干潟に類似した現存干潟における実証調査と、開門調査により得られる情報も活用

しておられます。

千拓事業の有明海の環境への影響をできる限り量

務省が動かない、結局おれの意見は聞いてくれないんだというような趣旨の話をされておりまし

た。

先ほど大臣は、自分が大臣でないときはもっと自由に言えたんだというお話をなさっておりまし

たが、今後、この検討委員会の報告のように、次

の段階として、今回の二カ月程度の短期開門調査

であります。

それとも、四月の十五日付に大臣が長崎県知事、ほかの方とお話をされた以降、やはり諫早干

拓について十八年度に完了させるという方針につ

いては、対立の構図を超えて有明再生と諫早周辺

地域の振興に向けて新たなスタートが切れたもの

の大変ありがたく思つておられるというふうなコメ

ントが出されております。

これにつきまして、今後、農水省としては、諫

早干拓事業を例えれば一たん停止して、サスペン

ドをして中長期開門調査をしていくのか、それと

も、あくまでも十八年という完了に向けて進めて

いくのか。この件について、現在でのスタンスを

お教え願いたいと思います。

○宮腰大臣政務官 お答えいたします。

まず、中長期の開門調査の件でござりますけれ

ども、諫早湾干拓事業の短期の開門調査につきま

しては、御指摘のとおり、大潮、小潮等を含む四

月二十四日から五月二十日までの約一ヶ月間、海

水を導入いたしまして、その後、排水門を通常の

操作に戻し、六月中旬のかんがい期までに調整池

を再び淡水化することいたしております。

これまで予定どおり調査を進めてきているところであります。

農林水産省におきましては、この短期の開門

調査に加え、諫早干潟に類似した現存干潟における

実証調査と、開門調査により得られる情報も活用

しておられます。

したコンピューターによる解析調査の三つの手法

を総合的に組み合わせた開門総合調査を実施して

いるところでございまして、これにより、諫早湾

干拓事業の有明海の環境への影響をできる限り量

的に把握したいというふうに考えております。

現在実施しております短期の開門調査につきま

しては、既に潮受け堤防によって背後地で期待さ

れた防災機能が発揮されること、潮受け堤防

の周辺地域で多くの住民が生活をし、農業、漁業

等を営んでおり、本事業について早期完了

を強く求められていること等の観点を踏まえ、採

用する調査方法を検討したところでございます。

中長期の開門調査につきましては、これらの観

点に加えまして、現在進められている有明海を再

生するための新法制定の動き、短期の開門調査で

得られた成果及びその影響、その他の各種調査の

動向、ノリ作期との関係等の観点をも踏まえ総合

的に行つた上で、新たに平成十四年度中に設ける

有明海の再生方策を総合的に検討する場での議論

を経て、農林水産省において判断することといった

しております。

工事の中止の御指摘等々もありましたけれど

も、諫早湾干拓事業は、平成十一年三月の潮受け

堤防完成後、台風や洪水時だけではなくて、常時

の排水不良に対しましても防災効果が調整池周辺

で着実に發揮をされ、地域住民から非常に感謝さ

れているわけでございまして、また、地元自治体

や農業関係者を中心とする地域住民から、概成し

た土地の早期利用を強く要望されております。

このように、本事業は、昨年行いました総合

的な検討を踏まえ、土地改良法に基づく事業計画

の変更手続を終了したところでありまして、新た

な事業計画に沿つて、平成十一年度中に完成する

よう事業を推進しております。

以上であります。

○後藤(斎)委員 大臣、本論にだんだん近づいて

いきますけれども、水産基本法が昨年六月に制定

をされ、今回の四法もこの水産基本法に基づく基

本計画の中身の具体化というふうに私自身はとら

えております。

この中に、大臣、ポイントというふうに私自身はとら

えておりません。

ですが、「水産に関し総合的かつ計画的に講ずべ

き施策」という一つ目に、「水産物の安定供給の確保に関する施策」という中に、水産動植物の生産環境の保全・改善という部分があります。私は、この点に着目して、今の諫早の問題もあえて今御質問申し上げたわけです。

これは、私は、これから本論に入る中での資源管理型漁業に大きく関連をしている、この諫早の問題は。ですから、私は、そういう視点というものが、もう何度もこの場でもお話をしている、BSEが発生した以降、食料・農業政策の視点を大臣は大きく変えられました。少なくとも今農水省のスタンスも大きく切りかわろうとしておりま

す、一〇〇%とはまだ言えないまでも。

そして、昨年の水産基本法で二つの大きな柱が立っております。水産資源の持続利用の確保ということで、国民に対する水産物の安定供給、そして水産業の健全な発展、これに加工・流通も含めることで、国民に対する水産物の安定供給、そして水産業全体を対象とするという視点の拡大みたいなもののはありますけれども、これはまさに昨年の主な論点であって、今はまさにこの食の安全といふうに思っています。

大臣、昨年の基本法の制定、そして三月二十六日ですか、水産基本計画が閣議決定され、それを踏まえた今回の四法案の提案をした基本的な趣旨というのを、私は、安全性であるとか環境の問題だと、そういうものを踏まえてどんな形でこれらから水産行政を持っていくのか、大臣に基本的な方針についてお尋ねをしたいと思います。

○武部国務大臣 謙早に関連することは宮腰政務官が対応しておりますので、現地に何度も参つておりまして、政務官に答弁をお願いいたしましたことを御理解いただきたいと思います。

水産基本法の制定につきましては、やはり水産物の供給を通じまして、健康で豊かな日本型食生活の一翼を担うほか、地域経済の振興等に大きな役割を果たしている我が国水産業であります。

周辺水域における水産資源の悪化、漁業就業者の高齢化の進展などの状況に直面している、そういう問題が今ございます。

こうした状況の中で、委員御指摘のように、国民に対しまして安全で新鮮な水産物を安定的に供給していくにはどうしたらいいかということと同時に、水産業を活力ある産業として発展させてい

くことが喫緊の課題だ、このように考えておりまして、昨年六月の水産基本法の制定はこの精神のつとて法典化されたものでございます。

この制定を踏まえまして、本年三月には、今御指摘のとおり、水産基本計画を策定して今後の政策対応の方向性を示したところでございまして、この基本計画を指針としまして、消費者第一の水産物の供給を目指して、安全で安心な水産物供給の構造改革、開かれた漁村の振興のために都市と漁村の共生、対流による地域の活性化、こういったことに重点を置いて、国民の皆様の参加と合意を得ながら、水産基本法の理念の実現を目指した施設の推進に努力していく、このように考

えていた線に沿つて、有明海の再生につきましても今議員立法で新法制定に向けて与野党御努力いただいている、このように聞いておりますし、私どももこの成立に大きな期待をかけているわけでございます。

ただ、現実問題といたしまして、私の立場からいいますと、やはり過去、現在、未来という問題を一つ一つ輪切りにできないなど。そこに継続性があるわけでありまして、十四年度からの農林水

省の水産関係の公共事業も、漁港漁場整備法に基づきまして、環境保全型といいますか自然再生型の事業に転換いたしましたし、アウトカム目標に基づいてこれを進めしていく。その中には、干潟、藻場づくり等についても一つの大きな目標に

同時に、この農村振興局の事業も十四年度から環境創造型、自然再生型事業に全部切りかえていくわけでございます。しかし、過去のものがまだ環境創造型、自然再生型事業に全部切りかえてい

るわけでございます。資源管理型漁業あるいは資源回復型漁業、いずれも、水産資源を持続的に利用しながら漁業をやつしていくという意味では同じような考え方、趣旨だろうというふうに思います。

ただ、経緯について若干申し上げますと、資源

管理型漁業というのは、平成三年以来、例えば秋田県のハタハタなどに代表される魚種に成果を上げたわけでございますけれども、生産者の自主的な取り組みとして実施をし、それについて国が援助をする、そのような取り組みについてをこういふうよろしく呼び名で呼んでいるわけでございます。

また一方、資源回復型というふうに最近言つておられますのは、そのような自主的な取り組みではなかなか限界がある、あるいは漁業者間の自主的な取り組みでは困難なもの、これらのものにつきましては資源回復計画をつくろうということです。

なぜ諫早の問題がこれだけ大きくなつてしまつたかというのは、まさに厚生労働、農水、これは二省庁の関係であります。そして、農水省の中でも、局の中のいろいろな縄引きがあるというふうに私は正直言つて思っています。水産庁、水産業として基本計画に基づいたその指針、方向性と、農村振興局が持っているその指針、方向性、これが今この時点であれば、今回の水産組合法の改正についてもそうですが、いろいろな融合をこれから法律についても制度についてもしていかなければいけない。私は、その視点を持っていただきたいといふことで、先ほど政務官にもお尋ねをしたということをぜひ御理解を賜りたいと思います。

そして、この水産基本法を踏まえた今回の水協法の問題ですが、その前に、先ほど大臣も触れら

れました資源管理型漁業、これがこの四法に共通して通じている一つの課題かなうふうにも思っています。もう一つ、資源回復型漁業、これはそれ

ぞれ目的が違うと思いますが、水産庁長官、資源

管理型漁業と資源回復型漁業、この違いについて簡潔に御説明をいただきたいと思います。

○木下政府参考人 水産基本法の改正の中でも資源管理型漁業あるいは資源回復型漁業、いずれも、水産資源を持続的に利用しながら漁業をやつしていくというふうに思います。

ただ、経緯について若干申し上げますと、資源

管理型漁業というのは、平成三年以来、例えば秋田県のハタハタなどに代表される魚種に成果を上げたわけでございますけれども、生産者の自主的な取り組みとして実施をし、それについて国が援助をする、そのような取り組みについてをこういふうよろしく呼び名で呼んでいるわけでございます。

また一方、資源回復型というふうに最近言つておられますのは、そのような自主的な取り組みではなかなか限界がある、あるいは漁業者間の自主的な取り組みでは困難なもの、これらのものにつきましては資源回復計画をつくろうということです。

なぜ諫早の問題がこれだけ大きくなつてしまつたかというのは、まさに厚生労働、農水、これは二省庁の関係であります。そして、農水省の中でも、局の中のいろいろな縄引きがあるというふうに私は正直言つて思っています。水産庁、水産業として基本計画に基づいたその指針、方向性と、農村振興局が持っているその指針、方向性、これが今この時点であれば、今回の水産組合法の改正についてもそうですが、いろいろな融合をこれから法律についても制度についてもしていかなければいけない。私は、その視点を持っていただきたいといふことで、先ほど政務官にもお尋ねをしたということをぜひ御理解を賜りたいと思います。

そして、この水産基本法を踏まえた今回の水協法の問題ですが、その前に、先ほど大臣も觸れら

れました資源管理型漁業、これがこの四法に共通して通じている一つの課題かなうふうにも思っています。もう一つ、資源回復型漁業、これはそれ

ぞれ目的が違うと思いますが、水産庁長官、資源

○木下政府参考人 農林中金、信漁連等々の関係でございますけれども、農協系統組織は、平成五年以来、いわば從來の組織三段を組織二段にしていこうという中で、農林中金と信連統合の道を開いたわけでございます。一方で、漁協系統でござりますけれども、県段階の漁連あるいは信漁連の存続を前提としていたことから、このような道を開いてこなかったというのが実情でございます。

一方で、今回の法改正でございますけれども、四月一日からペイオフ解禁になるなど、金融をめぐる状況が大きく変わっているわけでございまますけれども、この中で、万ーの破綻に備え、漁協系統としてのセーフティーネットを構築する必要があるということで、漁協、信漁連等から万ーの一の措置ということで農林中金への事業譲渡の道を開くこととしたところでございます。

なお、基本方針の策定、漁協、信漁連の指導等、農林中金の負担が増すということも確かに考えられるわけでございますけれども、系統金融機関全体の全国組織として、そういう意味での責任もせひ担っていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○後藤(斎)委員 先ほどの資源管理型漁業の中には、つくり育てる漁業ということで、栽培漁業、そして、いわゆる養殖というものがあると思いま

す。先般のJAS法の改正の中でもお尋ねをしましたが、養殖と天然物というのはなかなか見分けがしにくい。一方で、養殖と天然物の価格差というのが非常に大きい。あわせて、養殖をする際に、抗生物質やワクチンの投与が行われなければ、なかなか養殖魚というのもこれまた成長しない。いろいろな相反するものを抱えながら対応しておりますが、冒頭大臣からお話を聞いていきますが、冒頭大臣からお話を聞いていきます。

例えば、養殖において抗生物質やワクチンの投与、これは、だれがきちんとしてものを使つていいのかどうかチェックしているんでしょうか。あと重要なあるというお話をございました。

木下政府参考人 農林中金、信漁連等々の関係でございますけれども、農協系統組織は、平成五年以来、いわば從來の組織三段を組織二段にしていこうという中で、農林中金と信連統合の道を開いたわけでございます。一方で、漁協系統でござりますけれども、県段階の漁連あるいは信漁連の存続を前提としていたことから、このような道を開いてこなかつたというのが実情でございます。

一方で、今回の法改正でございますけれども、四月一日からペイオフ解禁になるなど、金融をめぐる状況が大きく変わっているわけでございまますけれども、この中で、万ーの破綻に備え、漁協系統としてのセーフティーネットを構築する必要があるということで、漁協、信漁連等から万ーの一の措置ということで農林中金への事業譲渡の道を開くこととしたところでございます。

なお、基本方針の策定、漁協、信漁連の指導等、農林中金の負担が増すということも確かに考えられるわけでございますけれども、系統金融機関全体の全国組織として、そういう意味での責任もせひ担っていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○後藤(斎)委員 先ほどの資源管理型漁業の中には、つくり育てる漁業ということで、栽培漁業、そして、いわゆる養殖というものがあると思いま

ます。わせて、JAS法についても、安住委員からの指摘だったと思いますが、カキについてこれから科学的な分析も含めて対応していくというお話をもたしか長官がされていると思いますが、簡潔で結構でございます。

○木下政府参考人 まず第一点のお尋ねでござりますけれども、抗生物質なりワクチンなどの水産用医薬品でございます。

それぞれ、薬事法十四条に基づきまして、品質なり有効性、安全性の確保を図り、効能なり効果、残留性等を審査の上、農林水産大臣が承認になつたものののみ製造されているという状況でござりますけれども、薬事法の規定によりまして、対象の動物、用法、用量等、基準を設定しているところでございます。

今お尋ねの、そのような使用基準の遵守とその適正使用についてどうしているのかというお尋ねでございますけれども、各都道府県を通じまして、まずは適正使用を図るためにパンフレットの配布を含めた啓発事業、第一点といたしましては、養殖現場への防疫対策定期パトロールを実施しております。そして、その中で具体的な適正使用のための指導を行っている、第三点は、出荷時の養殖用医薬品残留検査を活用いたしました水産用医薬品の適正使用を行つていているところでございます。

いずれにしても、私ども、持続的に養殖漁業を推進していく観点から、これまでもそれぞれの海域の水質をやはりきちんと守つていく必要があるだろうというふうに考えておりまして、基本的に

お尋ねの、そのような使用基準の遵守とその適正使用についてどうしているのかというお尋ねでございますけれども、各都道府県を通じまして、まずは適正使用を図るためにパンフレットの配布を含めた啓発事業、第一点といたしましては、養殖現場への防疫対策定期パトロールを実施しております。そして、その中で具体的な適正使用のための指導を行っている、第三点は、出荷時の養殖用医薬品残留検査を活用いたしました水産用医薬品の適正使用を行つていているところでございます。

今お尋ねの、そのような使用基準の遵守とその適正使用についてどうしているのかというお尋ねでございますけれども、各都道府県を通じまして、まずは適正使用を図るためにパンフレットの配布を含めた啓発事業、第一点といたしましては、養殖現場への防疫対策定期パトロールを実施しております。そして、その中で具体的な適正使用のための指導を行っている、第三点は、出荷時の養殖用医薬品残留検査を活用いたしました水産用医薬品の適正使用を行つていているところでございます。

○後藤(斎)委員 大臣、時間もそろそろないの

で、最後にお尋ねをしたいと思います。

○後藤(斎)委員 大臣、時間もそろそろないの

でございます。そこで、それぞれの主任者を置くといふことで、それぞれの海域によりますいろいろな規制があるわけでございますから、そのような規制を十分遵守した形での遊漁船業が行われる。そ

うことで、それぞれの海域によりますいろいろな規制があるわけでございますから、そのような規制を十分遵守した形での遊漁船業が行われる。そ

うふうに考えております。

○後藤(斎)委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○鉢呂委員長 これにて後藤斎君の質疑は終りました。

次に、植崎欣弥君。

○植崎委員 本日最後のバッターで、皆さんお疲れのようですし、観客も少ないようですので、な

るべく早く終わらたいと思います。

○後藤(斎)委員 大臣、時間もそろそろないの

で、最後にお尋ねをしたいと思います。

までもなく、安全な水産物の供給という観点も含めて、消費者サイドに軸足を移して農林水産行政を変えていくということを宣言しているわけでありますから、当然水産厅においても業務、組織の見直しは検討しなきゃならない、このように考えております。

○後藤(斎)委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○鉢呂委員長 これにて後藤斎君の質疑は終りました。

次に、植崎欣弥君。

○植崎委員 本日最後のバッターで、皆さんお疲れのようですし、観客も少ないようですので、な

るべく早く終わらたいと思います。

○後藤(斎)委員 大臣、時間もそろそろないの

で、最後にお尋ねをしたいと思います。

○植崎委員 本日最後のバッターで、皆さんお疲れのようですし、観客も少ないようですので、な

るべく早く終わらたいと思います。

○後藤(斎)委員 大臣、時間もそろそろないの

で、最後にお尋ねをしたいと思います。

けれども、政府の方針をお聞かせください。

○武部國務大臣 委員御指摘のとおり、IWC科

学委員会では、第二期北太平洋鯨類捕獲調査予

備調査の結果が北太平洋の鯨類資源と漁業資源の

相互作用の解明に寄与するというふうに評価され

たところでございまして、本格調査計画案につきま

ましては、調査の方法、資源への影響につきまし

て、これまでどおり両論併記ということになります。

しましたものの、計画の目的はIWCの関心事項

に合致しているわけである、かよう思ひます。

したがいまして、IWCより求められている必要

な情報を提供している旨合意したわけでありま

す。

農林水産省としては、所要の手続きを踏まえま

して、計画原案に沿つた実施の準備を整えてまい

ります。

○橋崎委員 今回の総会では、我が国の沿岸小型

捕鯨によるミンククジラ五十頭、この暫定救済枠

の要求がまたアメリカ等の反捕鯨国の反対によつ

て否決をされました。その一方で、アメリカは、アラスカ原住民によるホッキョククジラの捕獲枠

を要求したんですね。これは資源状態がよくない

種なんですね。さすがに、自国の捕鯨は容認しよ

うとしたアメリカのダブルスタンダードに、我が

国のみならず、批判が集中しました。結果、この

アメリカの要求は否決されました。私どもは、

捕鯨に依存するアラスカの人たちの立場は同情し

ますけれども、これはあくまでも利己主義的なア

メリカの姿勢が批判された結果だと思つていま

す。

しかし、我が国も、沿岸小型捕鯨によるミンク

クジラ捕獲に向けて努力していくなければいけな

い状況は変わっていない。この点について政府の

方針をお聞かせください。

○木下政府参考人 今回のIWC総会の中でも、沿

岸小型捕鯨につきましては、付表修正に必要な四

分の三の賛成を得られず、救済枠が確保できなかつたという状況でござりますけれども、我が国

の関係国に理解を求める働きかけを反映いたしま

して、過半数に一票差までの僅差となつたという

ふうに考えております。これは、今後の我々の動

きにとつても明るい材料というふうに認識をして

いるところでございます。

今後とも、IWC加盟国への働きかけに努める

とともに、IWC以外の場でも、沿岸小型捕鯨地

域の現状救済を訴え、IWCをめぐる環境の改善

へ取り組んでいきたいというふうに考えておりま

す。

○橋崎委員 次に、IWC加盟国の分担金につい

てですけれども、発展途上国の負担を軽減する暫

定措置が採択をされました。これによって発展途

上国のIWCへの加盟が促進されることになると

思います。

このことはまた、海洋生物資源の持続的管理、

利用、そして鯨類の捕食問題について我が国と共

通の理解を持つ国が増加する、結果としてそれが

IWCの正常化にもつながると思うのですが、政

府の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○木下政府参考人 委員御指摘のとおり、今回の

総会におきまして、アンティグアバーブーダ、そ

れからアルゼンチンの共同提案の形で、今後三年

間でござりますけれども、開発途上国の分担金の

負担軽減を図るために措置が提案され、採択され

たところでございます。

私たちも、今回の措置が採択された結果、我が国

としても、開発途上国の分担金の負担軽減を図る

ための措置が採択された結果、我が国としても、

開発途上国の分担金の負担軽減を図るために

したのが水産基本法だったと記憶しています。望

ましたい漁場環境のあり方が具体的に示されなかつ

た面があるのではないか、そういう観点から、そ

のときは質問の半分以上を有明海問題に費やしま

せられていましたし、私もそのときにじっくりとや

らせていただくつもりですけれども、一つだけ、

宮腰政務官のこの有明海問題に関する発言につい

て、その真意を確認しておきたいと思います。

五月二十二日、宮腰政務官は、潮受け堤防排水

門の短期開門調査終了の報告に長崎県庁を訪問さ

れました。その日の発言についてですが、データ

分析の進みぐあいによっては判断が来年にずれ込

む可能性があるという発言が報道されたわけです

けれども、これは中長期開門調査に関する述べら

れたものだと私は思つたんですが、この発言そ

の間に違ひはありませんね。先ほど説明は聞き

ましたから、イエス、ノーで結構ですから。

○宮腰大臣政務官 間違いありません。現存干潟

限り早く進めたいと思っておりませんけれども、こ

とでございまして、春先のデータの分析、できる

限り早く進めたいと思っておりませんけれども、こ

れが春先のデータということがありますから、年

度いっぱいにデータがきちんと分析できるか、そ

の辺がおくれる可能性もあるといった趣旨でござ

いました。このことではありますけれども、四季を通じた調査

でございまして、春先のデータの分析、できる

限り早く進めたいと思っておりませんけれども、こ

れが春先のデータということがありますから、年

度いっぱいにデータがきちんと分析できるか、そ

の辺がおくれる可能性もあるといった趣旨でござ

いました。このことではありますけれども、四季を通じた調査

でございまして、春先のデータの分析、できる

限り早く進めたいと思っておりませんけれども、こ

れが春先のデータということがありますから、年

度いっぱいにデータがきちんと分析できるか、そ

の辺がおくれる可能性もあるといった趣旨でござ

いました。このことではありますけれども、四季を通じた調査

でございまして、春先のデータの分析、できる

ていただいた上で最終的に行政が判断をするとい

うことございます。

ですから、今回の調査の結果については、既

に、例えば短期の開門調査の結果につきまして

は、塩分濃度でありますとかそういうものにつき

ましてはリアルタイムで公表させていただいてお

りまして、六月の下旬で一通りの区切りをつけて

終わるわけありますけれども、そういうものの

データを分析するほかに、現存干潟でのデータの

分析等々も要るということでございます。

五月二十二日、宮腰政務官は、潮受け堤防排水

門の短期開門調査をやるかどうかの判断ですねと聞

いているんですよ。どうですか。

○宮腰大臣政務官 その新たな検討の場で検討し

ていただけ、最終的な判断は農林水産省が行う

ということでありまして、そういう意味の判断は

平成十五年度にずれ込む可能性もあるということ

でございます。

○宮腰大臣政務官 その新たな検討の場で検討し

ていただけ、最終的な判断は農林水産省が行う

ということでありまして、そういう意味の判断は

平成十五年度にずれ込む可能性もあるということ

でございます。

○橋崎委員 では、ちょっとと言い方を変えましょ

うね。

どのようなデータ分析結果が出れば中長期開門

調査が実行されるのかわかりませんけれども、少

なくとも、分析結果次第ではこの開門調査をやる

ことは否定しておられない、そういう理解でいい

ですね。イエス、ノーで。

○宮腰大臣政務官 私どもといたしましては、す

べてのデータを新たな検討の場に供して、そこで

判断をしていただくということでございます。

最終的には、国が責任を持ってこの判断を行つとい

うことでございます。

○橋崎委員 では、分析結果次第では、この開門

調査をやることは否定しないということでございます。

そうではないと、第三者委員会の結論をこ

の時点で無視することになりますからね。

五月二十日に福岡県の有明海漁連が諫早干拓工

事再開反対の決議をしました。宮腰政務官は、こ

の漁連の動きに対し、同日、つまり、五月二十
二日ですが、二〇〇六年度の工事完了を合意した
四月十五日の約束は極めて重たい、何があつても

六年度完成は厳守すると発言されています。間違
いありませんね。

○櫛崎委員 四月十五日の約束とあります。私は

をいただいたいということについては、極めて重い意味があるというふうに考えております。

○横崎委員 だから重たくなかつたと言つていいんですよ。福岡県漁連が反対の決議をした、その決定の方が重たいんですよ。それから、これから、この約束事は、組合の総意かどうか確認した方がいいですよ。

そこで、大事な点をお聞きますけれども、何があっても六年度完成は厳守するという発言は、

業の見直し案による平成十八年度事業完了に向けた事業の円滑な推進に協力してほしい、こういうようなことに対する対応として双方合意したことありますから、私は、これは非常に重いものである、こう思いまして、有明海再生に向けての新たな第一歩だ、こういうふうに申し上げた次第でございまして、私は、このことは非常に重いものがある、このように受けとめているわけですが、ざいまます。

はわかりませんからお聞きしますが、これは算書か何か取り交わされたんですか、どうですか。四月十五日の約束ですよ。どういう約束をされたのか。

事、有明海の三県漁連会長、有明海の関係の三県の知事等との会談におきまして、短期の開門調査を実施するということ、それから平成十八年度に事業を完了させるとの農林水産省の方針について御理解をいただいたということでござります。

このことにつきましては、これまでの対立の構図を超えて、有明海の再生と諫早周辺地域の振興を進める第一歩であるということについて、関係者の御理解を十分にいただいたというふうに考えております。

（柏崎選舉）政務官 柏崎県有明漁連の反対決議の内容ですけれども、この漁連は二十六の漁協から成り立っているんですね。五月二十日の総会に、欠席したのは一漁協、残り二十五漁協。この投票結果が、二十一対四。圧倒的な差で工事再開反対の決議がされているんですね。

政務官の言われる約束は、少なくとも福岡県漁連では組合の総意をあらわしたものではなかった。つまり、政務官の言われる極めて重たいものではなかったんですよ。むしろ、福岡県漁連の決議を重たく受けとめるべきではないですか。

○宮原大臣政務官 有明海に関する三県漁連の皆さん方、代表の方々にお集まりをいただいて、関係者の方が全部お集まりをいたいたい場で御理解

意味があるということについては、極めて重い
○横崎委員 だから重たくなかつたと言つてゐる
ことですよ。福岡県漁連が反対の決議をした、その
約束事は、組合の総意かどうか確認した方がい
いですよ。

そこで、大事な点をお聞きしますけれども、何
があつても六年度完成は厳守するという発言は、
これは、ノリ対策の第三者委員会が言うところの
数年にわたる長期開門調査はやらないということ
を宣言していることに等しいんですよ。大変な發
言なんですよ。そういうことなんですか。

○宮腰大臣政務官 先ほど申し上げましたよう
に、四月十五日、関係者の方々がすべて出席をさ
れた場での理解ということについては極めて重い
というふうに考えております。また、長崎県漁業
市等の地元住民につきましては、潮受け堤防等が
発揮してゐる防災効果を高く評価いたしておりま
して、これも先ほど申し上げましたけれども、防
災工事の早期完成を望んでいます。あるいは、長崎
県地元市長、農業関係者からも、平坦で大規模な
干拓農地の早期の創出についても強く要請をされ
ているということでございまして、短期開門調査
の実施、同時に平成十八年度までの工事完了につ
いて、その双方について理解をいたいたものと
いうふうに重く受けとめさせていただいておりま
す。

○橋崎委員 ではもう一度確認しますけれども、
四月十五日の約束約束と言われていますけれど
も、それは覚書か何か交わされたんですか。

○武部国務大臣 言書とかそういうものを交わ
してはいませんが、長崎県の知事、また長崎県の
議会議長、長崎県漁連、それから福岡、佐賀、熊
本の漁連の会長、また三県の知事さんたちが御同
席をいただいて、私から、地元の厳しい声はよく
承知しているけれども、有明海再生に向け、短期期
の開門調査を容認いただきたい、また三県漁連に
対して、長崎県との間で昨年十一月に合意した事

業の見直し案による平成十八年度事業元子に向けた事業の円滑な推進に協力してほしい、こうしたことに対し双方合意したことありますから、私は、これは非常に重いものであります。こう思いまして、有明海再生に向けての新たな第一歩だ、こういうふうに申し上げた次第でございまして、私は、このことは非常に重いものがある、このように受けとめているわけござります。

○橋崎委員 では大臣、いいですか、六年度の諫早工事完成を前提にするなら、物理的に長期開門調査はやれない。私は、先ほどのデータ分析結果次第では開門調査をするという、これは私の理解結果ということでも結構ですが、そのことを私自身は、では重たく受けとめる、結果的にその政務官の答弁とも相反する、矛盾するんですよ。

大臣、結局、中長期開門調査はやるんですか、やらないんですか。どうですか。

○武部国務大臣 中長期開門調査の実施については、現在進められております有明海を再生するための新法制定に向けての動き、また短期開門調査で得られた成果及び当該調査自体による影響、その他有明海の環境改善のための各種調査の動向、先ほど宮腰政務官が申し上げましたことを、私が、今繰り返して申し上げておるわけであります。が、ノリ作期との関係等の観点を踏まえた総合的な検討を行った上で、新たに平成十四年度中に設ける有明海の再生方策を総合的に検討する場での議論を経て、その上で農林水産省において判断をするという考え方でございます。

○橋崎委員 ちょっと本論に入る時間がありませぬから。私は前にも言いました。政府や関係議員の方があつちを向いて理解を示し、こっちを向いて理解を示す、ある意味では、政務官の長崎における発言もそのように受けとめられるんですよ。それが現場の混乱を招き、最終的には政治不信を招く、この有明海問題、近いうちに今の続きをじっくりやりますから。

の水産基本法が成立したわけです。日本漁業が生き残るための新たな方向づけが示されたと私は思います。これをもとに、さらに具体的な水産計画へどう肉づけていくかが問われる、それが今度は、資源の持続的利用を柱に打ち出した点であろうと思います。そのかなかめとなるのが資源管理型漁業ですね。

そこで、水産庁は昨年十月、日本周辺の海を三ブロックに分けて、地域ごとに資源回復計画をつくりて実行する広域漁業調整委員会を発足させましたね。これは沿岸漁業者、沖合漁業者が共同で減船、休業覚悟で資源回復に乗り出す。これも初めてなんですが、この分けられた三ブロックの一つ、日本海・九州西広域漁業調整委員会の九州西部会が昨年十一月に開催されたんです。

このときに、水産庁が示した資源状況をあらわす資料を見て、出席された漁業者の委員は愕然とされましたんですね。現場の人たちですから、魚が少なくなったということは実感としてあつたらしくないです。それが具体的に数値として突きつけられた。さらには、その減少の理由が乱獲にあるということも相まって、大変な危機感が会場を埋めたのです。

この九州西部会では、特に緊急性の高い、マサバ、マダイ、アマダイ、ヒラメ、ウルメイワシ、そしてトカラブグ、この六魚種について資源回復計画を策定することになりました。本年度はさしつけられめ二魚種程度の計画を策定します。当然、資源回復のために減船とか休漁とか、漁業者にとって痛みを伴う犠牲を払わなければいけない状況も生まれると思います。

そこで、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案では、整備計画に従って行う資源回復のための休業等が円滑に実施されるよう農林漁業金融公庫の資金種類を拡充して、休業、漁具、漁法の転換等の資源回復のための取り組みに伴い必要となる資金の追加を行うこととしているとなっていますね。

そこで、お伺いしますけれども、この九州西部会で策定されている資源回復計画に伴う減船、休業についても、この支援措置の対象になるんですか、どうですか。

○木下政府参考人 昨年度より九州西部会で検討されておりますけれども、本年度はトラフグなりアマダイといった魚種が検討対象になったところでございます。私ども、九州西部会、本年九月に予定をされているというふうに聞いておりますけれども、その決定を受けまして具体的な資源回復計画の作成に着手することとしております。

このような計画に基づいて実施をされる資源回復措置につきましては、改正漁特法等に基づいて支援を行っていきたいというふうに考えております。

そこで、改正案そのものについてお伺いしますけれども、現行の整備計画制度を改正される趣旨たちの努力が反映される改正案であってほしい、このように思います。

○植崎委員 わかりました。資源回復を目指す人たちは達成年次につきまして、科学的根拠に基づきまして漁獲努力量削減の程度等を実施するとしております。

今後の資源回復後の漁獲量の増加、あるいは漁価の見通し等につきましては、確かに不確実性はあるわけでございますけれども、資源回復計画に基づきまして漁業者の負担でござりますが、将来の水揚げ金額の数%以内にとどめるよう作成しているところでございます。このような観点から、十分に返済可能な水準というふうに理解いたしております。

○植崎委員 もくろみどおりいけばいいんですね。

話はもとに戻りますけれども、この九州西部会は、地域的に大きな課題を抱えているんですね。つまり、この部会が担当する日本海、東シナ海、ここで操業するのは日本漁船だけではないということです。つまり、日中韓の入会的な漁場になつていています。そこで、やはり中国、韓国を巻き込んだことで、資源回復計画でないと実効は上がらないんじゃないでしょうか。

このことは水産基本法のときにも言いましたけれども、この中韓両国に対する働きかけ、現況はどうなっているんでしょうか。

○木下政府参考人 今回の資源回復計画をつくる際にも、委員御指摘のとおり、まさに日本の国

内、日本の水域内で対応できる魚種ということを

念頭に置きながら、現在検討を進めているところでございます。

また一方で、韓国なり中国の関係でございますね。水産資源が回復して収入がふえるかどうかは不確実でありますし、減船に伴って漁業離職者も出てくると思うんですが、この点についてはどのようにお考えですか。

○木下政府参考人 資源回復措置でございますけれども、この財源につきまして、国が三分の一、県が三分の一負担し、漁業者の三分の一につきまして、先ほど申し上げたような公庫の融資で対応するという点でございます。

今回の削減でございますけれども、資源の回復目標あるいは達成年次につきまして、科学的根拠に基づきまして漁獲努力量削減の程度等を実施するとしております。

○植崎委員 日韓の場合、毎年更新する操業許可

は、地域的に大きな課題を抱えているんですね。つまり、この部会が担当する日本海、東シナ海、ここで操業するのは日本漁船だけではないということです。つまり、日中韓の入会的な漁場になつていています。そこで、やはり中国、韓国を巻き込んだことで、資源回復計画でないと実効は上がらないんじゃないでしょうか。

このことは水産基本法のときにも言いましたけれども、この中韓両国に対する働きかけ、現況はどうなっているんでしょうか。

○木下政府参考人 今回の資源回復計画をつくる際にも、委員御指摘のとおり、まさに日本の国

内、日本の水域内で対応できる魚種ということを

八〇年代後半から減少しているという点でございます。近年では、多いときのない二割程度になつております。私ども、同系群の減少原因は必ずしも明確ではございませんけれども、このよう

な状況を踏まえますと、産卵のために回遊してく

る我が国近海漁場での過剰な漁獲、あるいは成魚

の索餌場でございます東シナ海、黄海での過剰な漁獲が影響しているというふうに考えておりま

す。

○植崎委員 昨年も言いましたけれども、このトラフグの産卵場の一つが有明海なんですよ。トラフグも含めて、有明海の再生が水産資源回復の重要なキーポイントになっている、このことを強く申し述べておきたいと思います。

もう一つ、日本と韓国が共同で管理しています日本海の暫定水域、これが韓国漁船に占拠され日本漁船が事実上締め出されている状況にあると聞きました。こういうトラブルを避けるための共通のルールづくりが民間協議によってなされてきたと思うんですが、日本の漁業団体は、もう民間協議では限界だと、政府間の協議を求めているんですね。しかし、韓国側は民間協議にやだねるという主張を崩していない。政府はこれにどう対応されるんですか。ほっておかれるつもりですか。

○武部国務大臣 委員御指摘のように、暫定水域の資源管理問題を日韓両国政府間で協議するよう、韓国政府に累次申し入れをしていくのであります。竹島問題がありまして、韓国政府側は協議の実施に多大な問題を抱えているというふうに承知しております。日韓漁業共同委員会の合意に基づきまして日韓の漁業者団体間協議が行われているわけであります。休漁期間の設定等、一定の成果が私は出でてきている、このように思っています。

しかし、政府としても、引き続き韓国政府が協議に応ずるように強く求めしていくとともに、また、民間協議をもじつかり支援してまいりたい、このように考えております。

この原因でございますけれども、トラフグの東シナ海、日本海西系群の資源状況でございますけれども、近年低位水準で減少傾向にあるというのは御指摘のとおりだと思います。

この原因でございますけれども、産卵場近傍海域で定置網等で漁獲される産卵親魚がやはり一九

平成十四年六月五日

○樋崎委員 要は、どちらかがたくさんとることでどちらかがその被害を受けるという短期的な利害得失にとどまらないわけですね。将来にわたって持続可能な漁場として両国が資源管理に協調する、それがお互いの漁業に長期的な利益をもたらす、こうした視点に立つて、両国間で操業秩序というのですか、それを確立するべきである。そういう意味では、政府の責任は重たいと思うのですね。ここは政府がやはり指導力を發揮すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○武部国務大臣 先ほども申し上げましたように、政府としても、さらに強く韓国政府に協議に応ずるように求めてまいりたい、このように思います。

○樋崎委員 当事者である民間交渉に任せていては、生々し過ぎて決着はつかないと思います。政府間の交渉の必要性、これ、粘り強く交渉されることを期待しまして、きょうはこれで終わります。

○鉢呂委員長 これにて樋崎欣弥君の質疑は終了いたしました。

次回は、明六日木曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十一分散会